

第3期千早赤阪村  
子ども・子育て支援事業計画  
(素案)

# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
5 制度改正の動向	4
<b>第2章 子ども・子育てを取り巻く千早赤阪村の現状と課題</b>	10
1 少子化の動向	10
2 家族の状況	17
3 子育て支援サービス等の現状	20
4 アンケート調査結果からみられる現状（一部抜粋）	29
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	50
1 基本理念	50
2 基本目標	51
3 計画の体系	53
<b>第4章 施策の展開</b>	54
1 すべての子育て家庭を応援する環境づくり	54
2 親と子が健やかに過ごせる環境づくり	59
3 親と子の学びと育ちを応援する環境づくり	64
4 配慮等が必要な家庭や子どもを支える環境づくり	67
5 すべての子どもが安心して生活できる環境づくり	72
<b>第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策</b>	75
1 量の見込みと確保方策の考え方	75
2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育	78
3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項	81
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策	82

<b>第6章 計画の推進に向けて .....</b>	<b>95</b>
1 計画の進捗管理 .....	95
2 計画推進に向けた関係機関の役割 .....	95

※「子ども」の表記について

第3期千早赤阪村子ども・子育て支援事業計画においては、法令に根拠がある語や固有名詞を用いる等の場合を除き、「子ども」表記を使用しています。



## 1 計画策定の背景及び趣旨

我が国の子どもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観などのニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

そのような中、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次世代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとしています。また、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、子ども政策を総合的に推進するための政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要であるとされています。

本村では、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、平成27年3月に「千早赤阪村子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」）を策定し、子育て家庭の保育ニーズに対応するための教育・保育施設をはじめ、保護者が子育てへの不安を感じることがないよう、地域での相談体制や親子が交流できる機会の充実など、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備するため、さまざまな取り組みを推進してきました。

令和2年3月には、第1期計画に続き、「第2期千早赤阪村子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」）を策定し、基本理念である「みんなで支えあい、子どもの夢と未来を応援するまち・ちはやあかさか」のもと、子育ての主体は家庭であることを前提しながら、地域全体で子どもや子育てをあたたかく見守り支えることが大切であるということを基本的認識として、各種施策を進めてきました。

第2期計画が令和6年度末をもって終了することから、第2期計画での成果と課題、子育て家庭の子ども・子育て支援に関するニーズや「こども大綱」の方向性など国の動向を踏まえ、「第3期千早赤阪村子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」）を策定します。

## 2 計画の性格と位置づけ

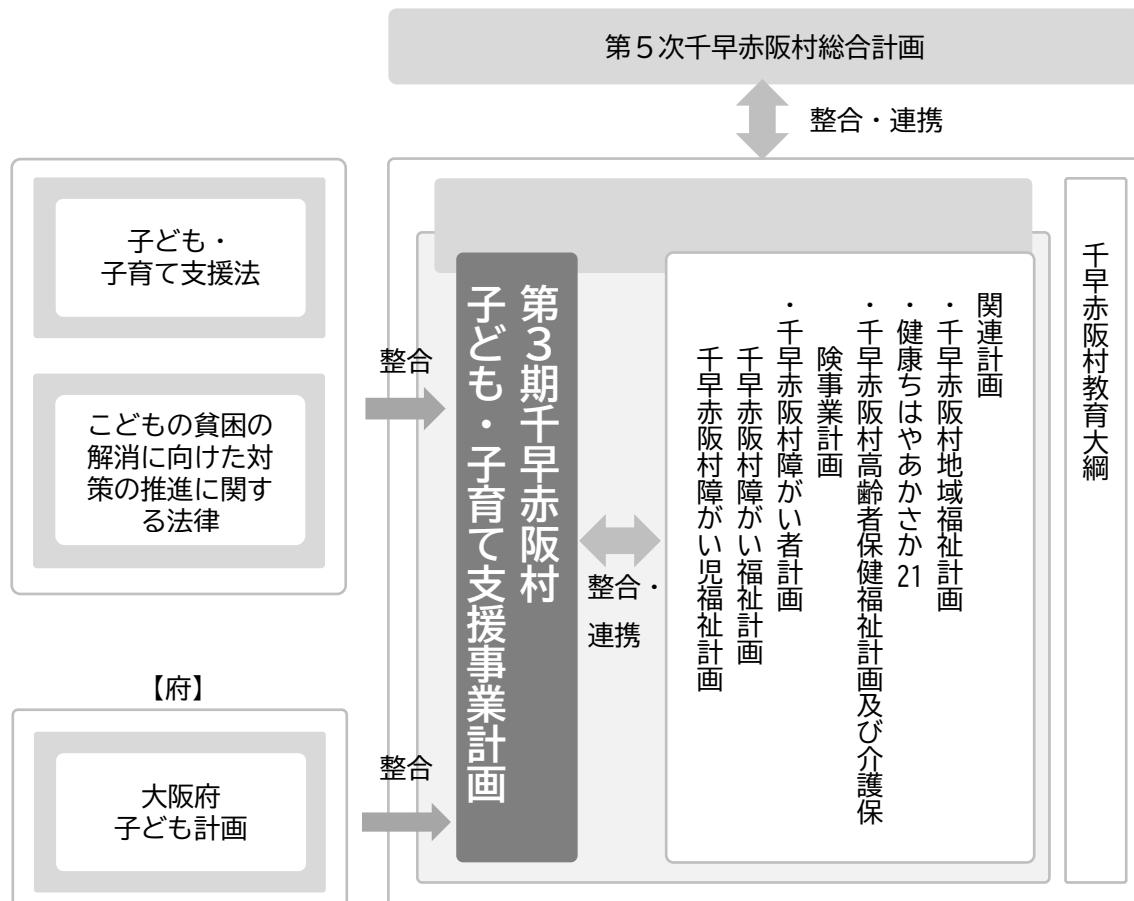
### (1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、子どもの貧困の解消に向けた対策推進に関する法律第10条第2項に基づく「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を一体的に策定したものです。

### (2) 上位・関連計画における位置づけ

本計画は、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健、医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものであります。

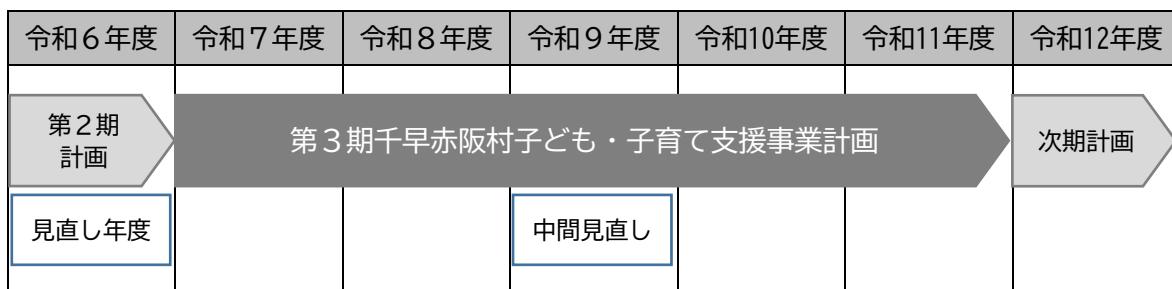
本村のまちづくりの最上位計画である「第5次千早赤阪村総合計画」において規定する子育て支援策を推進するための計画に位置づけられるとともに、地域福祉計画、健康ちはやあかさか21、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画等、村の他計画などとの整合を図ります。



## || 3 計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度として、令和11年度までの5年間を計画期間とします。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において見直しを行います。

計画期間



## || 4 計画の策定体制

### (1) 子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、「幼児教育・保育・地域の子育て支援」の「量の見込み」設定に必要な「今後の利用希望」を把握し、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5歳就学前児童及び小学生のお子さんを持つ家庭に「子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」を実施しました。

### (2) 子ども・子育て会議の設置

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、村における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子どもの保護者等で構成する「千早赤阪村子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

### (3) パブリックコメントの実施

計画素案の段階で幅広く住民の意見を募り、計画へ反映するため、パブリックコメントを実施しました。

<実施期間>

令和7年1月20日～令和7年2月7日

## || 5 制度改正の動向

### (1) 子ども・子育て支援制度

- ・平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立。
- ・平成27年4月から「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした子ども・子育て支援新制度を開始。
- ・令和元年10月に、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化を開始。

### (2) 子ども・若者支援

- ・平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月に「子ども・若者ビジョン」を策定。
- ・平成28年2月には「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」を策定。
- ・令和3年4月に第3次となる大綱を策定。改定後の大綱では、「全ての子供・若者の健やかな育成」「困難を有する子供・若者やその家族の支援」「創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援」「子供・若者の成長のための社会環境の整備」「子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援」の5つの基本方針が掲げられた。

### (3) 子どもの貧困対策

- ・平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定。
- ・令和元年6月に同法が改正。令和元年11月には法改正を踏まえた新たな大綱が策定され、分野横断的な基本方針として、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築や、支援が届いていないまたは届きにくい子ども・家庭に配慮して対策を推進すること等が明記された。
- ・子どもの貧困対策法の改正案（子どもの貧困の解消に向けた対策推進法）が、令和6年6月19日、参議院本会議で可決、成立。

## (4) 児童福祉法の改正

- ・令和4年6月に児童福祉法が改正。一部を除き、令和6年4月から施行。  
この改正では、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることや、一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊娠婦等への支援の質の向上、社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化などの内容が盛り込まれた。

## (5) こども基本法の成立

- ・令和4年6月に「こども基本法」が成立し、令和5年4月から施行。
- ・同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約に則り、子ども施策を総合的に推進することを目的としている。全ての子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障されること、差別的扱いを受けることがないようにすること、教育を受ける機会が等しく与えられること、意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなどが基本理念として掲げられている。  
[こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）【こども基本法第9条に規定】]
  - ・子ども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの。
  - ・「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化。

## (6) こども家庭庁の創設

- ・令和4年6月に、「こども家庭庁設置法」が「こども基本法」と同時に成立。
- ・令和5年4月に法が施行されるとともに、内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局にこども家庭庁を設置。
- ・こども家庭庁は、子ども政策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないよう必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組むこととされている。また、これまで別々に担わされてきた司令塔機能がこども家庭庁に一本化された。

## ＜参考＞近年の子ども・子育て支援の制度改革

### ア 改正児童福祉法(令和4年6月)【令和5年4月一部施行、令和6年4月施行】

- ・子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充  
(こども家庭センターの設置等)
- ・一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
- ・社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
- ・児童の意見聴取等の仕組みの整備
- ・一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
- ・子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上
- ・児童をわいせつ行為から守る環境整備等

### イ こども大綱(令和5年12月)

・「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～の実現

#### こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針として提示

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

#### こども施策に関する重要事項

##### ・ライフステージ別の重要事項、子育て当事者への支援に関する重要事項を位置づけ

###### 1 ライフステージを通した重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 子どもの貧困対策
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

## 2 ライフステージ別の重要事項

- 子どもの誕生前から幼児期まで
- 学童期・思春期
- 青年期

## 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

## こども施策を推進するために必要な事項

- ・こども・若者の社会参画・意見反映
- ・こども施策の共通の基盤となる取組

## こども大綱における目標・指標

- ・こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を提示

## ウ こどもの居場所づくりに関する指針(令和5年12月)

### こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点

- ・ふやす ~多様なこどもの居場所がつくられる~
- ・つなぐ ~こどもが居場所につながる~
- ・みがく ~こどもにとって、より良い居場所となる~
- ・ふりかえる ~こどもの居場所づくりを検証する~

### 地方公共団体や国の役割

- ・民間団体・機関や地域、学校や企業と連携し、量・質両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進

## エ 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(令和5年12月)

### 全ての子どもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

- 1 こどもの権利と尊厳を守る
- 2 「安心と挑戦の循環」を通して子どものウェルビーイングを高める
- 3 「子どもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
- 4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
- 5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

■一覧

年	法律・制度等	内容
平成 24年	子ども・子育て支援法関連3法	子ども・子育て支援事業計画の策定が明記
25年	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保(⇒平成27年に50万人分に拡大)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 ⇒平成26.8.29 子供の貧困対策に関する大綱閣議決定
27年	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。(⇒平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化
	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの时限立法に延長
28年	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の待遇について、新たに2%相当の改善 ・平成30年度以降も保育の確保に取り組む
28年	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化
29年	子育て安心プラン	令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる
30年	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援
	放課後子ども総合プラン	令和5年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進
31年～	幼児教育・保育の無償化	認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施 認可外保育への補助、預かり保育も対象とするなど、不公平感の是正改善
令和元年	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	目的の充実により、子どもの将来だけでなく現在に向けた対策であること等を明記 市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す
	子ども・子育て支援法の一部改正(幼児教育・保育の無償化)	主に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する、3歳から5歳までの子どもの利用料及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料が無償化

年	法律・制度等	内容
	子供の貧困対策に関する大綱	法律の一部改正を踏まえて、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの目的で大綱を策定
4年	児童福祉法等の一部を改正する法律	児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う
5年	こども基本法	日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進する
	こども大綱	全ての子ども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会

# 子ども・子育てを取り巻く千早赤阪村の現状と課題

## 1 少子化の動向

### (1) 人口の推移

令和2年度から令和6年度の性別・各歳別の人口変化率を用いて、千早赤阪村の人口を推計しました。総人口は減少の一途をたどり、計画期間の最終年度である令和11年度の総人口は4,250人と推計されます。年齢層によって増減傾向が異なっており、0～14歳人口、15～64歳人口が減少していく中、65歳以上の高齢者人口は横ばい傾向から減少に転じていくことが見込まれます。また、令和22年度には総人口（3,047人）のうち半分以上が高齢者になると推測されます。

総人口・高齢者人口等の推移

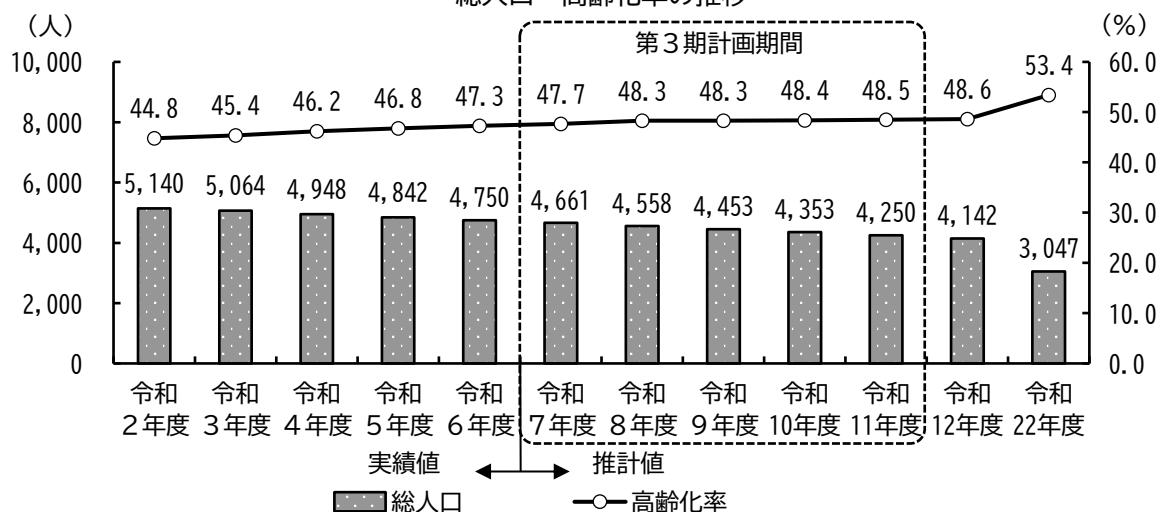
単位：人、%

	実績値		推計値					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和22年度
総人口	4,842	4,750	4,661	4,558	4,453	4,353	4,250	3,047
高齢化率	46.8	47.3	47.7	48.3	48.3	48.4	48.5	53.4
0～14歳人口	372	353	339	322	305	294	284	187
15～64歳人口	2,206	2,151	2,097	2,036	1,995	1,950	1,904	1,232
65歳以上人口	2,264	2,246	2,225	2,200	2,153	2,109	2,062	1,628

資料：令和5・6年度／住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

令和7年度～／コーホート変化率法による推計値

総人口・高齢化率の推移



資料：令和2～6年度／住民基本台帳人口（各年3月31日現在）、  
令和7年度～／コーホート変化率法による推計値

また、0～11歳の子どもの人口推計を各年齢別にみると下記のとおりです。本計画期間においては、未就学児童数は横ばいの推計となっているのに対し、就学児童数は減少傾向となっています。

子どもの人数の推移

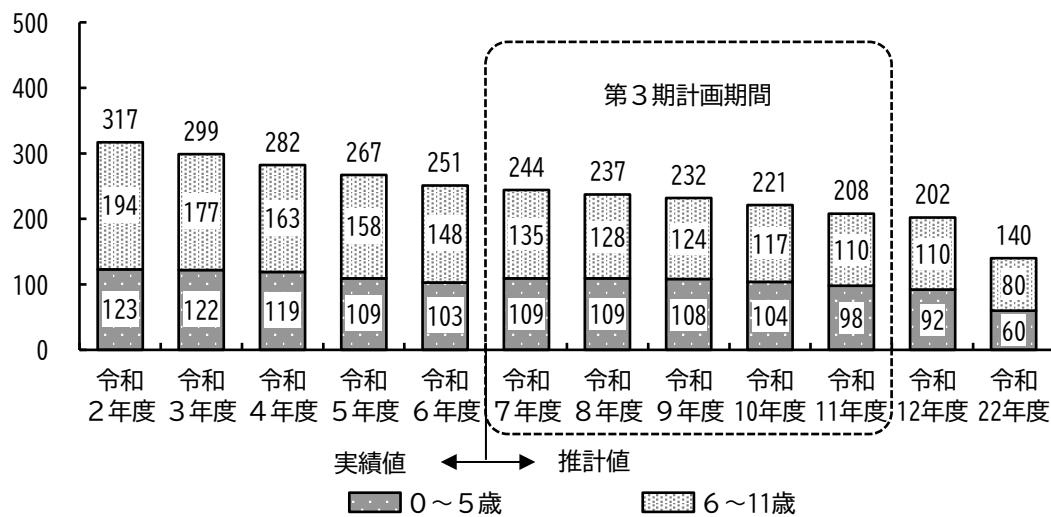
単位：人、%

	実績値		推計値					
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 22年度
総人口	4,842	4,750	4,661	4,558	4,453	4,353	4,250	3,047
0～11歳人口	267	251	244	237	232	221	208	140
構成比	5.5	5.3	5.2	5.2	5.2	5.1	4.9	4.6
未就学児童数	109	103	109	109	108	104	98	60
就学児童数	158	148	135	128	124	117	110	80
0歳	19	15	15	13	13	12	12	8
1歳	18	19	18	18	15	15	14	9
2歳	17	19	21	19	19	16	16	10
3歳	17	18	20	21	20	20	16	10
4歳	16	17	18	20	21	20	20	10
5歳	22	15	17	18	20	21	20	13
6歳	26	20	15	17	18	20	20	13
7歳	25	27	20	15	17	18	20	13
8歳	22	28	27	20	14	18	18	13
9歳	23	21	28	27	20	14	18	13
10歳	28	24	21	28	27	20	14	13
11歳	34	28	24	21	28	27	20	15

資料：令和5・6年度／住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

令和7年度～／コーホート変化率法による推計値

未就学児童（0～5歳）・就学児童（6～11歳）人口数の推移  
(人)

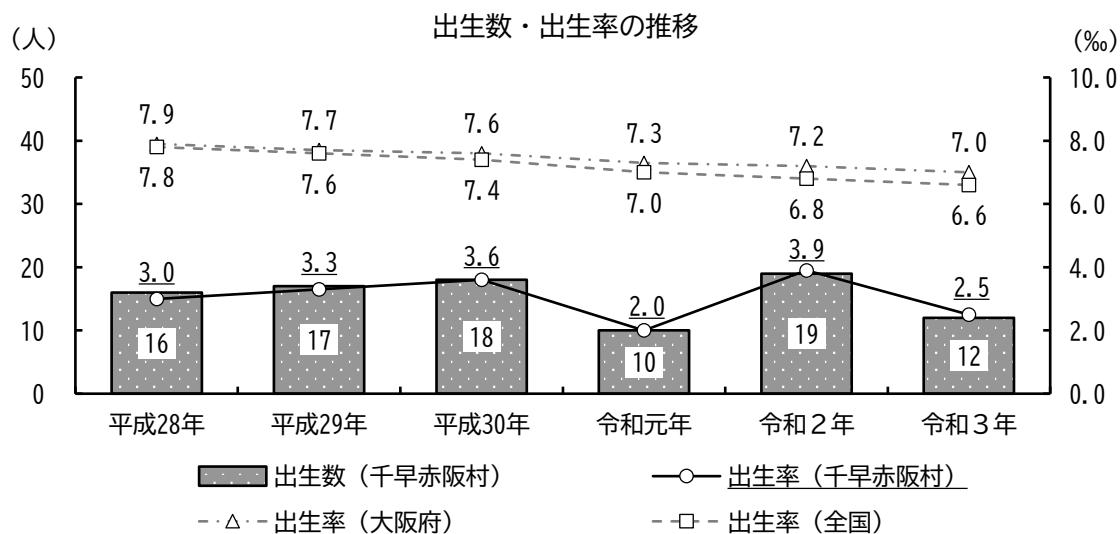


資料：令和2～6年度／住民基本台帳人口（各年3月31日現在）、  
令和7年度～／コーホート変化率法による推計値

## (2) 出生数・出生率の推移

本村における出生数は年によって増減があるものの、令和3年には12人と減少しています。

また、出生率（人口千対）をみると、全国平均、大阪府の6～7%台に比べ、かなり低い値で推移しており、令和3年は、2.5%となっています。

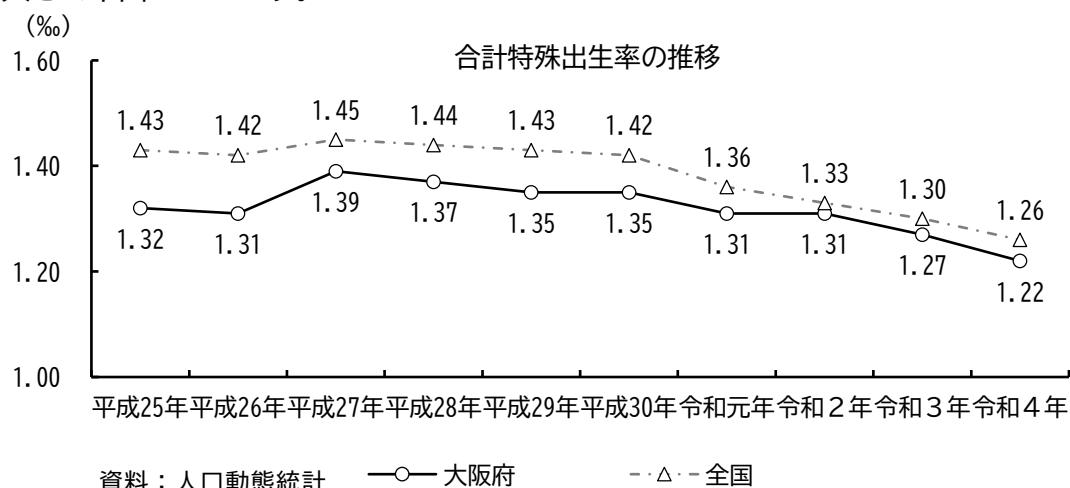


資料：大阪府人口動態調査

※‰（パーセント）：1,000分の幾つであるかを表す語。1,000分の1を1パーセントといふ。千分率はパーセント（‰）、百分率はパーセント（%）。

## (3) 合計特殊出生率

大阪府の合計特殊出生率は、全国に比べて低い値で推移しており、令和4年には全国の1.26%に対して、大阪府では1.22%となっています。人口を維持できる水準（2.07%）を大きく下回っています。



## (4) 周産期死亡・新生児死亡・乳児死亡の推移

本村においては、令和3年には、周産期、新生児、乳児いずれも死亡はありません。

周産期死亡の推移

単位：人、出産千対

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
周産期死亡数		0	0	0	0	0	0
妊娠満22週以降の死亡数		0	0	0	0	0	0
早期新生児死亡数		0	0	0	0	0	0
周産期死亡率 (出産千対率)	千早赤阪村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	大阪府	4.0	2.9	3.1	3.6	2.4	3.3
	全国	4.0	3.5	3.3	3.4	3.2	3.4

※ 周産期死亡とは、妊娠満22週以降の死産と早期新生児死亡をあわせたものをいう。また、早期新生児死亡とは生後1週(7日)未満の死亡をいう。

資料：大阪府人口動態調査

新生児死亡の推移

単位：人、出生千対

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
新生児死亡数		0	0	0	1	0	0
新生児死亡率 (出生千対率)	千早赤阪村	0	0	0	100.0	0	0
	大阪府	0.8	0.8	0.6	0.8	0.7	0.7
	全国	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8

※：新生児死亡は乳児死亡のうち生後4週未満の死亡をいう。

資料：千早赤阪村／大阪府人口動態調査

大阪府・全国／人口動態統計

乳児死亡の推移

単位：人、出生千対

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
乳児死亡数		0	0	0	1	0	0
乳児死亡率 (出生千対率)	千早赤阪村	0	0	0	100.0	0	0
	大阪府	2.1	1.9	2.0	1.7	1.8	1.5
	全国	2.1	1.9	1.9	1.9	1.8	1.7

※：乳児死亡は生後1年未満の死亡をいう。

資料：千早赤阪村／大阪府人口動態調査

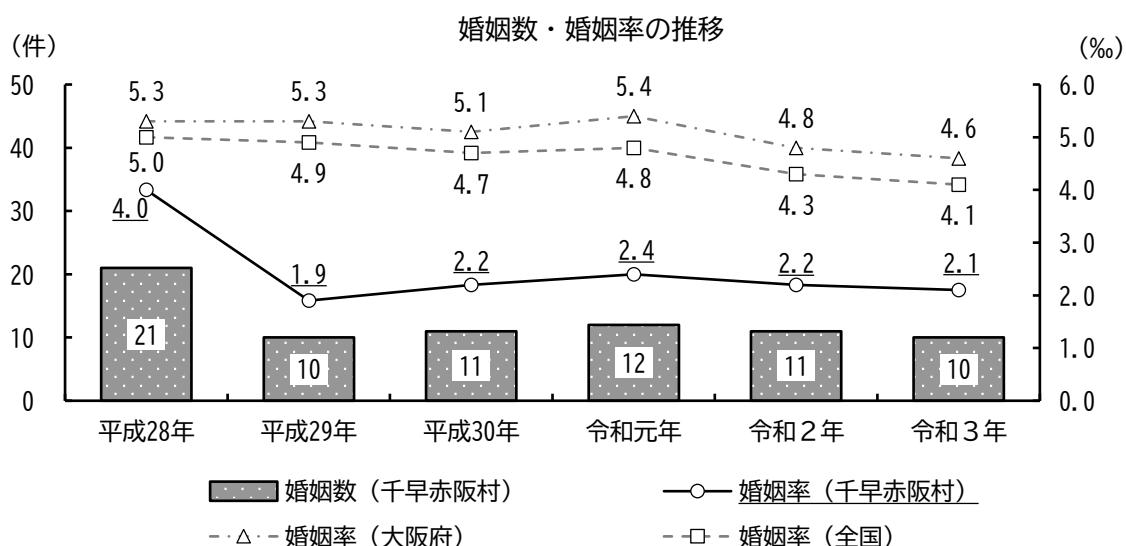
大阪府・全国／人口動態統計

## (5) 婚姻数・離婚数の推移

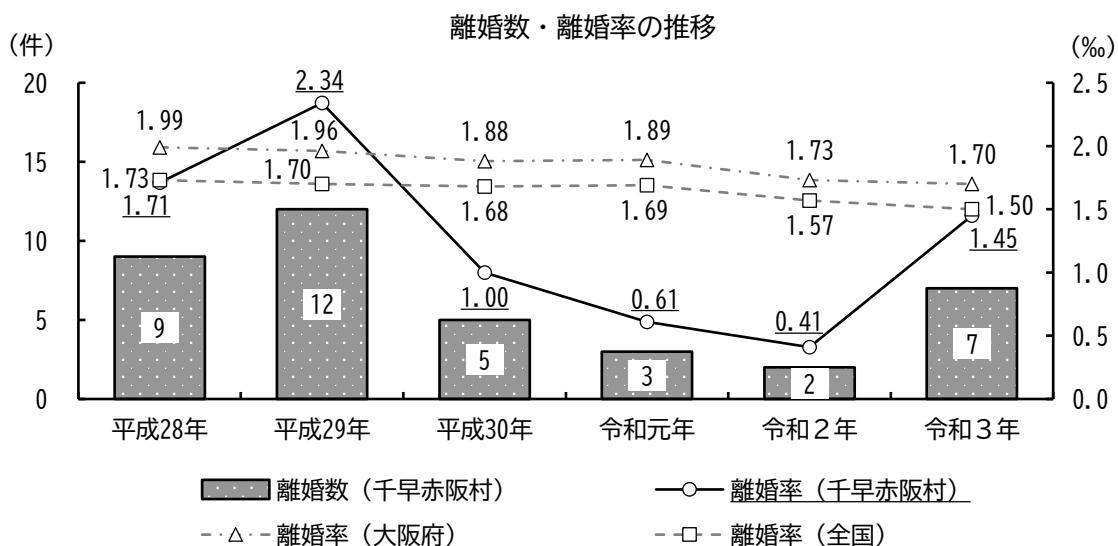
婚姻数は、全国、大阪府と比べ低い値で推移しており、平成29年以降、ほぼ横ばいとなっています。

また、婚姻率(人口千対)をみると令和3年では2.1%となっており、全国平均の4.1%、大阪府の4.6%と比較すると大きく下回っています。

一方で、離婚数は年によって増減があるものの、令和3年には7件となっています。離婚率(人口千対)をみると令和3年では1.45%となっており、全国平均の1.50%、大阪府の1.70%を下回っています。



資料：大阪府人口動態調査

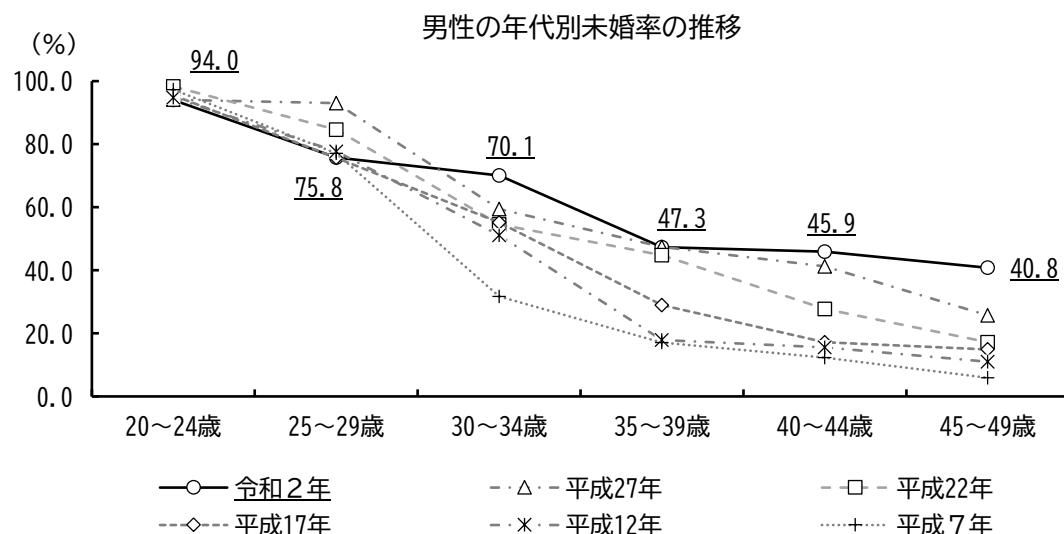


資料：大阪府人口動態調査

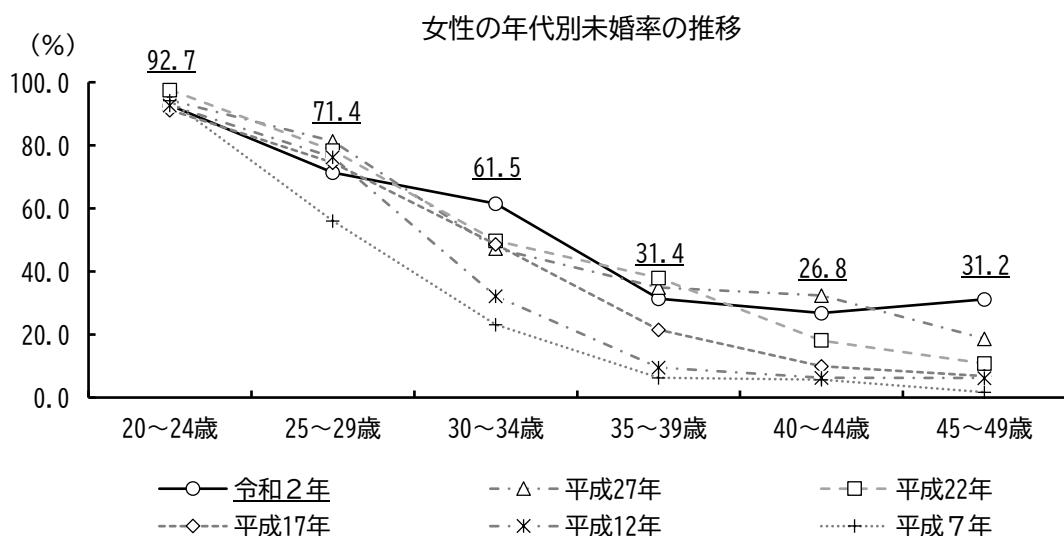
## (6) 年代別未婚率の推移

年齢5歳階級別未婚率の推移をみると、男性・女性ともに30歳以上の年齢層において年々未婚率が上昇しています。令和2年では、30歳代の男性の半数以上、女性の3割以上が未婚となっています。

本村においても、晩婚化の進行や結婚をしない人の増加などの傾向がみられ、少子化の進行する大きな要因となっていることが分かります。



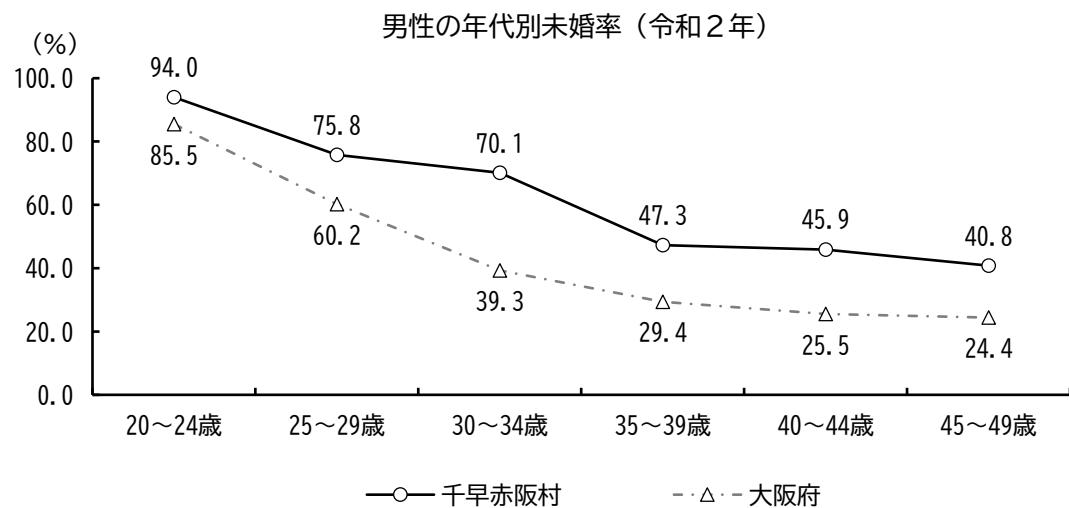
資料：国勢調査



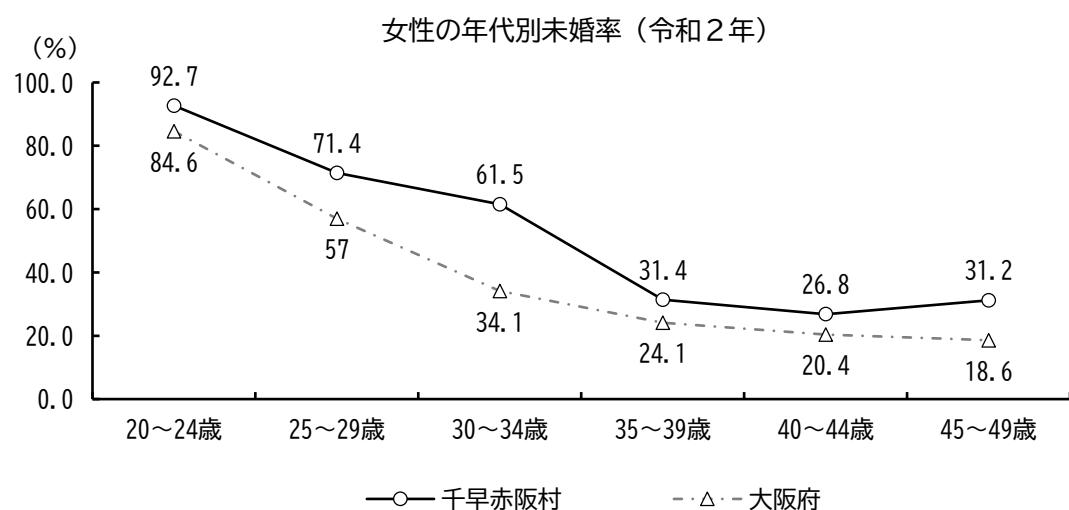
資料：国勢調査

また、令和2年の年齢5歳階級別未婚率を大阪府と比べると、すべての年代で大阪府に比べて高い数値となっており、特に30～34歳で男性・女性共にその差が大きくなっています。

また、女性に比べて男性の未婚率が大阪府に比べて大きく上回っています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

## 2 家族の状況

### (1) 世帯構成の推移

一般世帯数は、平成17年以降、やや減少傾向となっており、近年では2,000世帯前後で推移しています。世帯構成をみると、世帯数全体では減少しているのに対し、単独世帯で増加傾向となっています。

世帯構成の推移

単位：世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯合計	2,072	2,106	2,119	2,084	2,035	1,940
核家族世帯	1,289	1,359	1,385	1,404	1,342	1,321
その他の親族世帯	620	542	480	382	288	217
非家族世帯	4	3	2	12	5	8
単独世帯	159	202	252	285	395	394
ひとり親世帯	12	17	6	18	12	21
母子家庭	7	11	4	17	9	20
父子家庭	5	6	2	1	3	1

資料：国勢調査

### (2) 6歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯の推移

18歳未満の子どものいる一般世帯数は、平成12年の605世帯から年々減少し、令和2年には283世帯と半数以下となっています。

6歳未満の子どものいる一般世帯数も同様に、平成12年の189世帯から年々減少し、令和2年には83世帯と半数以下となっています。

大阪府も同様に年々減少傾向となっているものの、その減少率は本村の方が高く、急速な少子化の進行がうかがえます。

世帯構成の推移

単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
千早赤阪村	18歳未満の子のいる世帯	605	485	403	329	283
	6歳未満の子のいる世帯	189	175	150	117	83
大阪府	18歳未満の子のいる世帯	885,681	847,507	826,999	799,568	749,041
	6歳未満の子のいる世帯	384,229	365,950	336,831	318,386	296,413

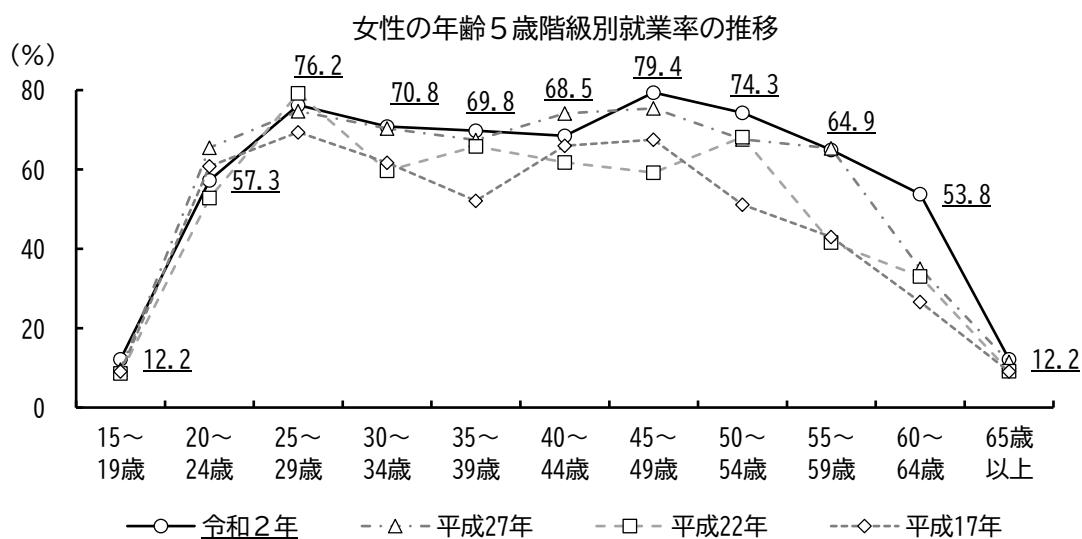
資料：国勢調査

### (3) 就労の状況

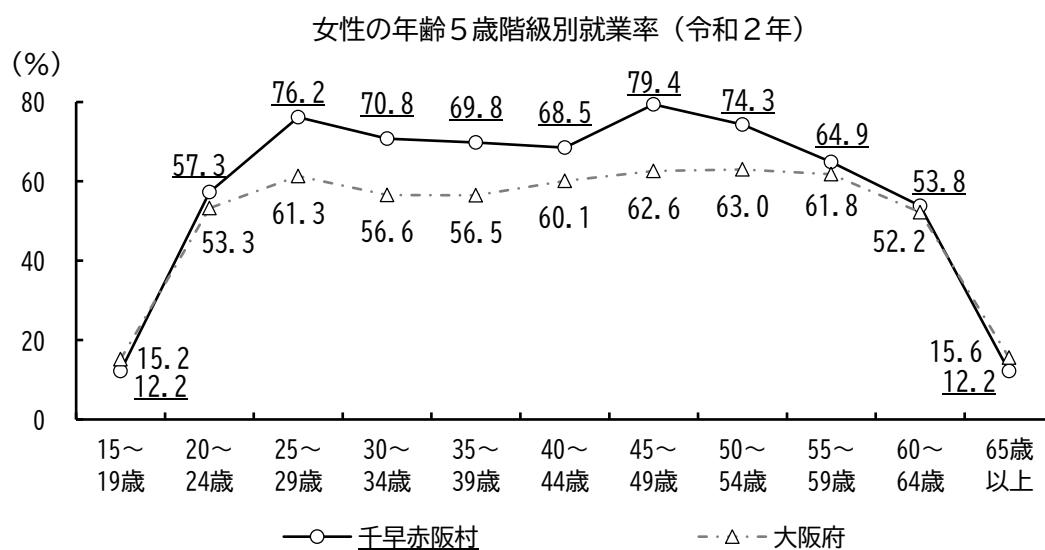
#### ① 女性の年齢別就業状況の推移

女性の年齢階層別就業率をみると、以前は出産・育児に関わる年齢層である30～39歳で離職が増加することによるM字型カーブとなっていたのに対し、令和2年では40～44歳で最も低くなっています。女性の就業が進んでいることが分かります。また、45～64歳の就業率が高くなってきています。

大阪府の状況と比較すると、ほぼすべての年代で大阪府より就業率が高くなっています。本村の女性の就業の進行がうかがえます。



資料：国勢調査

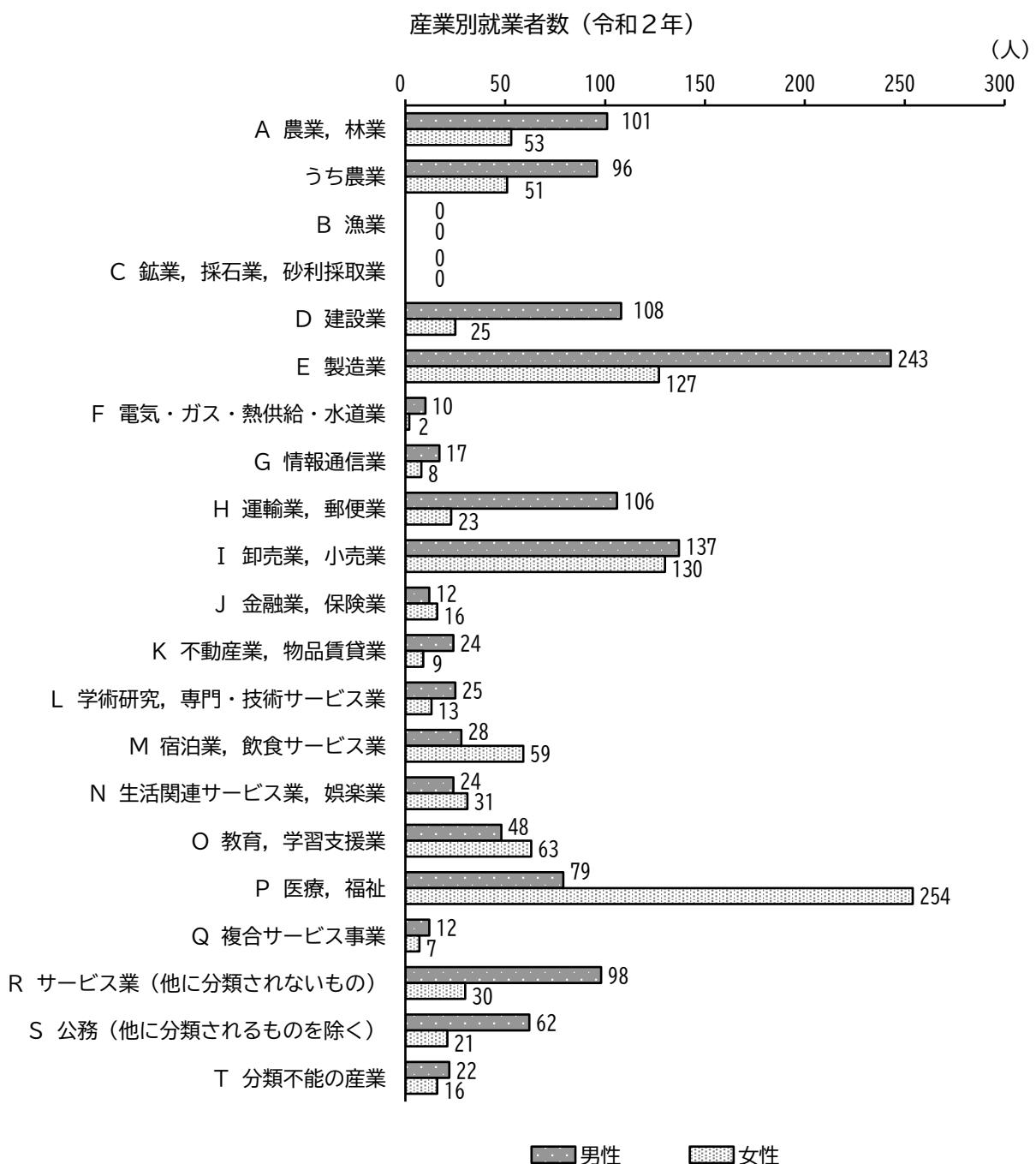


資料：国勢調査

## ② 産業別就業状況

産業別就業者数をみると、男性では「製造業」が最も多く243人、女性では「医療・福祉」が最も多く254人となっています。

また、女性では「医療・福祉」に次いで、「卸売業、小売業」、「製造業」が多い傾向となっています。



資料：国勢調査

### 3 子育て支援サービス等の現状

#### (1) 保育サービス等の状況

##### ① 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

時間外保育事業の推移をみると、実施施設数及び利用者数は横ばいで推移しています。

時間外保育事業の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	実施施設数（か所）	1	1	1	1
	利用者数（人）	24	24	24	24

資料：教育課

##### ② 学童保育（放課後児童健全育成）

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない小学生に、放課後や学校休業中に適切な遊びや安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図る事業です。

学童保育（放課後児童健全育成）の推移をみると、児童数は増減を繰り返しており、令和5年では56人となっています。

学童保育（放課後児童健全育成）の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	実施施設数（か所）	1	1	1	1
	合計（人）	55	44	48	56
	1年生（人）	10	10	14	12
	2年生（人）	12	11	8	15
	3年生（人）	12	9	10	8
	4年生（人）	6	7	7	10
	5年生（人）	8	2	7	7
	6年生（人）	7	5	2	4

資料：教育課

## (2) 母子保健事業等の状況

### ① 母子健康手帳の交付状況

妊娠がわかった母子の健康管理を行うために、母子健康手帳を交付しています。

保健師が直接妊婦と面接して母子健康手帳交付を行い、相談窓口や保健事業等について情報提供を行うとともに、妊娠期から出産後、育児期にかけて継続的な見守りに努めています。

母子健康手帳の交付状況をみると、減少傾向となっています。

母子健康手帳の交付状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付数 (人)	18	18	13	14

資料：健康課

### ② 妊婦健康診査の実施状況

妊婦に対する健康診査として医療機関に委託し、妊婦健康診査を実施しています。

経済的不安を少しでも軽減し、積極的な受診勧奨を図るため、14回分の妊婦健康診査受診票を交付しています。

また、多胎妊娠の妊婦には、追加の受診券を交付し最大19回まで公費負担しています。  
妊婦健康診査の実施状況をみると、年々減少しています。

妊婦健康診査の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者実人数 (人)	27	27	26	21

資料：健康課

また、B型肝炎ウイルス等、母子感染を予防するための検査も合わせて実施しています。  
こちらの検査も減少傾向となっています。

B型肝炎ウイルス等、母子感染を予防するための検査の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数 (人)	16	17	13	13

※ 検査費用を出産費用に含めている医療機関があるため、「受診者数＝費用助成件数」にはならない  
資料：健康課

### ③ 産婦健康診査の実施状況

出産後間もない時期の産婦のからだとこころの健康状態を確認し、産後うつの予防と早期発見を目的として、平成30年度より公費負担で2回実施しています。

令和5年度の産婦健康診査の実施状況をみると、1回目は12人、2回目は10人となっています。

産婦健康診査の実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数 (人)	1回目	16	12	17	12
	2回目	15	12	15	10

資料：健康課

### ④ 新生児聴覚検査の実施状況

難聴をもって生まれてきた子どもを早期に診断して発達支援につなげるために、平成28年度より、出生後すぐに医療機関で実施する検査費用を助成しています。

新生児聴覚検査の実施状況をみると、増減を繰り返しています。

新生児聴覚検査の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数 (人)	16	8	18	14

資料：健康課

## ⑤ 乳幼児健康診査の実施状況

4か月児、1歳児、1歳6か月児、3歳6か月児を対象とした乳幼児健康診査を保健センターで、乳児を対象とした乳児一般健康診査及び乳児後期健康診査を医療機関委託で実施しています。

これらの健診では、子どもの発育や発達を確認するだけでなく、保護者への子育て支援にも重点を置いています。また、健康診査後、経過観察が必要な乳幼児には、予約健康診査を実施しています。

乳児後期健診、1歳6か月児健診の受診率をみると、減少していますが、1歳児健診の受診率は増加しています。

### 乳幼児健康診査の実施状況

単位：人、%

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳児一般	対象児数	15	12	18	14
	受診児数	15	12	18	14
	受診率	100.0	100.0	100.0	100.0
乳児後期	対象児数	13	16	12	16
	受診児数	13	16	12	13
	受診率	100.0	100.0	100.0	81.3
4か月児	対象児数	18	12	19	10
	受診児数	18	11	19	10
	受診率	100.0	91.7	100.0	100.0
1歳児	対象児数	16	16	16	16
	受診児数	13	13	14	16
	受診率	81.3	81.0	87.5	100.0
1歳6か月児 (歯科健診含む)	対象児数	20	16	20	22
	受診児数	20	16	19	21
	受診率	100.0	100.0	95.0	95.5
3歳6か月児 (歯科健診・聴覚 視力健診含む)	対象児数	22	24	20	15
	受診児数	22	23	20	15
	受診率	100.0	95.8	100.0	100.0

資料：健康課

## ⑥ 保健指導の実施状況

### 1 離乳食講習会

1歳頃までの乳幼児のいる家族を対象に、離乳食の正しい知識を普及することにより、口腔機能、咀嚼・嚥下機能の発達を促進し、望ましい食習慣を確立するため、年6回実施しています。

内容については、管理栄養士による離乳食の話と相談、離乳食の試食や保健師による育児相談を実施しています。

離乳食講習会の実施回数は増加していますが、受講人数は増減を繰り返しており、令和5年度では10人となっています。

離乳食講習会の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数 (回)	5	5	6	6
受講延べ人数 (人)	14	10	14	10

資料：健康課

### 2 ひまわり計測・育児相談

0～1歳頃の子どもとその保護者を対象として、乳児期早期から親子の孤立を防ぎ、仲間づくりを支援するとともに、育児に関する正しい知識の啓発を行うことにより、育児不安を解消し“育児力”的向上につなげていくことを目的として、毎月1回実施しています。

内容については、親と子の交流会や自由遊び、身体計測、保健師による育児相談・育児支援を実施しています。

実施状況をみると、参加人数は横ばいとなっています。

ひまわり計測・育児相談実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数 (回)	10	12	12	12
参加延べ人数 (人)	50	66	94	82
参加実人数 (人)	22	20	32	25
1回あたり平均参加者数 (人)	5	6	8	7

資料：健康課

### 3 妊婦（両親）教室

妊娠とその家族を対象に、妊娠から出産に関する不安を少しでも軽減するとともに、母子の健康管理のために必要な保健指導を行うことを目的として、個別に実施しています。

また、父親になる人にも積極的に出産や育児に参加してもらうために参加を促進しています。

両親教室の状況をみると、令和2年度から令和4年度にかけて増減を繰り返していましたが、令和5年度は参加者がありませんでした。

両親教室の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数 (回)	4	1	3	0
参加延べ人数 (人)	8	2	6	0
受講実人数 (人)	8	2	6	0

資料：健康課

### 4 ペアレントトレーニング

平成27年度より、子育てに悩む保護者が子どもの発達や個性にあわせた対応方法を学び実践することで、子育ての負担を軽減できるようにサポートするための講座を実施しています。

### 5 その他面接指導

妊娠届時、出生・転入届時などの機会を捉えて、保健師が面接し、母子保健や子育てについて相談支援を行っています。

その他面接指導の状況をみると、令和2年度から令和4年度にかけて増加していましたが、令和5年度は減少し、424人となっています。

その他面接指導の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ人数 (人)	257	350	452	424
実人数 (人)	109	89	130	193

資料：健康課

## 6 電話相談

妊産婦、乳幼児等に対して、保健師が電話相談を行っています。

電話相談の状況をみると、令和3年度以降減少しています。

電話相談の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ人数 (人)	125	436	346	308
	妊産婦 (人)	44	109	122
	乳幼児 (人)	81	327	224

資料：健康課

## 7 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業です。

## 8 地域子育て支援拠点事業

親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業の利用状況をみると、増加傾向となっており、令和5年で1,582人となっています。

地域子育て支援拠点事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	実施施設数 (か所)	1	1	1
	利用者数 (人)	1,204	1,060	1,376

資料：福祉課

## 9 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

養育支援訪問事業の状況をみると、増減を繰り返しており、令和5年には110人となっています。

養育支援訪問事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値 (人／年)	51	12	6	110

資料：福祉課

## ⑦ 訪問指導の実施状況

保健衛生面に関する指導だけでなく、その家庭環境や生活環境からみて、子育てや日常生活全般にわたる指導・助言を行うために、保健師、助産師等による訪問指導を実施しています。

### 【保健師による家庭訪問】

#### 1 妊婦訪問指導

若年または高齢、生活上特に指導が必要な人、妊娠・出産・育児に不安を持つ人等を対象に訪問指導を行っています。

妊娠訪問指導の状況をみると、増減を繰り返しており、令和5年度では延べ人数が7人となっています。

妊娠訪問指導の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ人数 (人)	5	1	4	7
実人数 (人)	3	1	3	3

資料：健康課

#### 2 産婦訪問指導

新生児・乳児訪問と同時に実施をしています。

産婦訪問指導の状況をみると、ほぼ横ばいで推移しています。

産婦訪問指導の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ人数 (人)	26	29	23	25
実人数 (人)	17	18	17	16

資料：健康課

### 3 新生児訪問指導

養育上不安の多い新生児期を対象に、保健師による全数訪問を行っています。平成19年度より児童虐待防止対策等要保護児童対策による「こんにちは赤ちゃん事業」を兼ねて実施しており、平成25年度からは低出生体重児訪問についても村で実施しています。

新生児訪問指導の状況をみると、増減を繰り返しており、令和5年度では延べ人数が15人となっています。

新生児訪問指導の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ人数 (人)	14	8	15	15
実人数 (人)	13	7	15	12

資料：健康課

### 4 乳幼児訪問指導

訪問、各種健康診査、家族からの相談などから経過観察や育児支援が必要な場合に、実施しています。

乳幼児訪問指導の状況をみると、令和3年度以降、乳児では減少傾向となっていますが、幼児では増加傾向となっています。

乳幼児訪問指導の実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳児	延べ人数 (人)	13	24	16	12
	実人数 (人)	4	12	13	7
幼児	延べ人数 (人)	53	26	83	103
	実人数 (人)	25	11	44	50

資料：健康課

#### 【その他の職員による家庭訪問】

若年または高齢、生活上特に指導が必要な人、妊娠・出産・育児に不安を持つ人等を対象に訪問指導を行っています。

### ⑧ 産後ケア事業の実施状況

出産後に体調や育児に不安があって、家族から十分な支援が受けられない人を対象に、平成29年度から、医療機関において助産師等によるケアを実施しています。

## 4 アンケート調査結果からみられる現状（一部抜粋）

### （1）千早赤阪村次世代育成支援に関するニーズ調査概要

#### ① 調査の目的

「子ども子育て支援事業計画」の策定にあたって、村民のみなさんが必要とされている子ども・子育て支援などに関する施策の必要量や施策に対する意向を把握するため調査を実施するものです。

#### ② 調査対象

千早赤阪村在住の就学前児童及び就学児童を持つ保護者

#### ③ 調査期間

令和6年3月13日～令和6年3月27日

#### ④ 調査方法

郵送による配布・回収

#### ⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童	121通	34通	28.1%
就学児童	163通	48通	29.4%

#### ⑥ 調査結果の表示方法

- 回答は各質問の回答者数（N）を基準とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

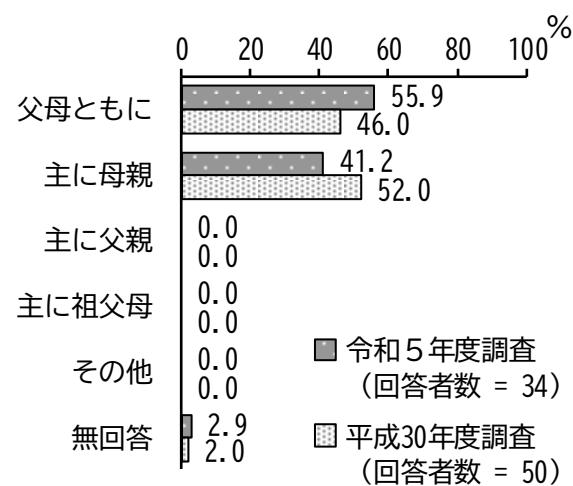
## (2) 千早赤阪村次世代育成支援に関するニーズ調査結果

【就学前児童】

### ① 子育てや教育を主に行っている人

「父母ともに」の割合が55.9%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が41.2%となっています。

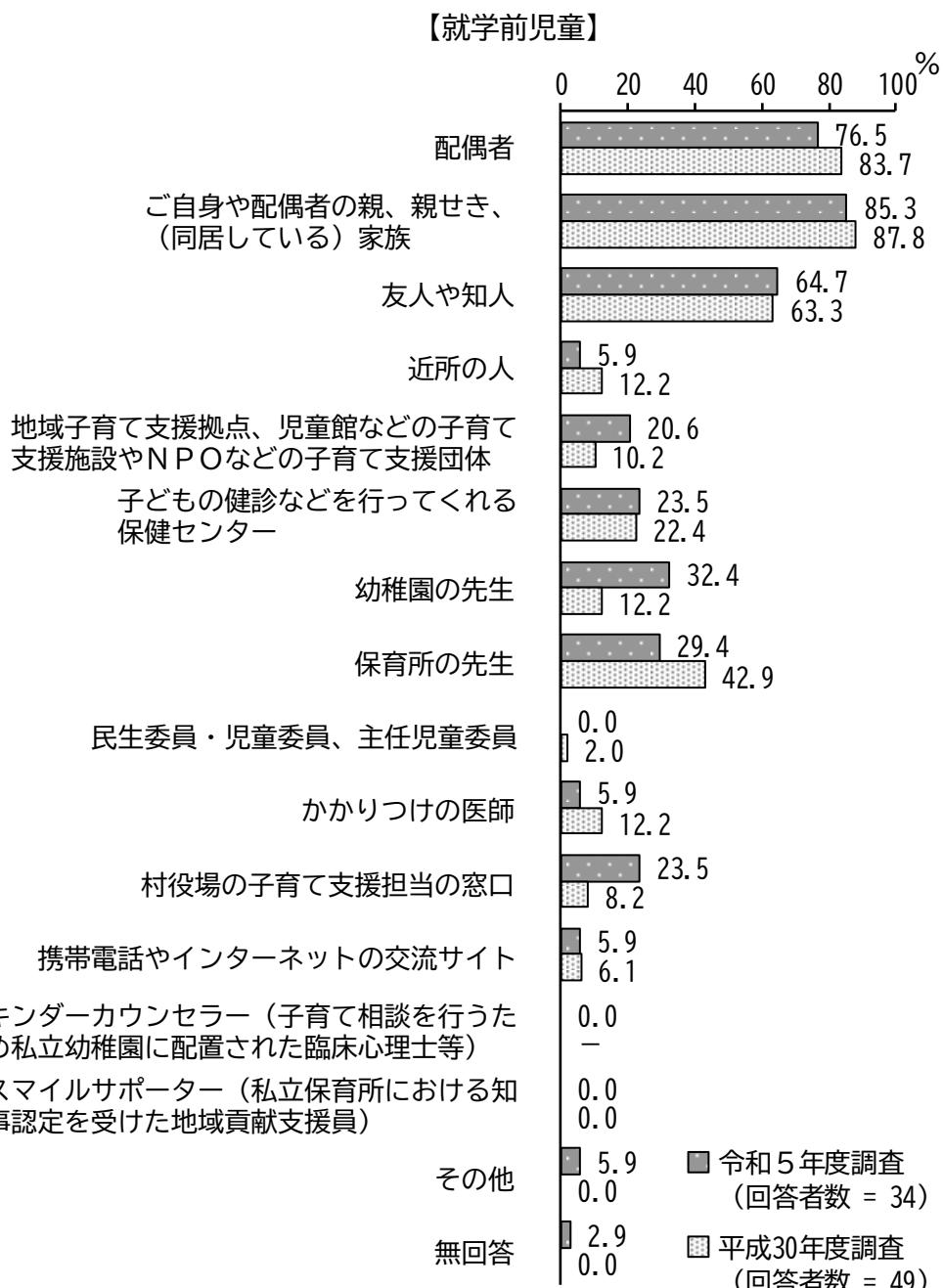
平成30年度調査と比較すると、「父母ともに」の割合が増加しています。一方、「主に母親」の割合が減少しています。



## ② 子育てや教育について、気軽に相談できる人・場所

「ご自身や配偶者の親、親せき、（同居している）家族」の割合が85.3%と最も高く、次いで「配偶者」の割合が76.5%、「友人や知人」の割合が64.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「地域子育て支援拠点、児童館などの子育て支援施設やNPOなどの子育て支援団体」「幼稚園の先生」「村役場の子育て支援担当の窓口」の割合が増加しています。一方、「配偶者」「近所の人」「保育所の先生」「かかりつけの医師」の割合が減少しています。

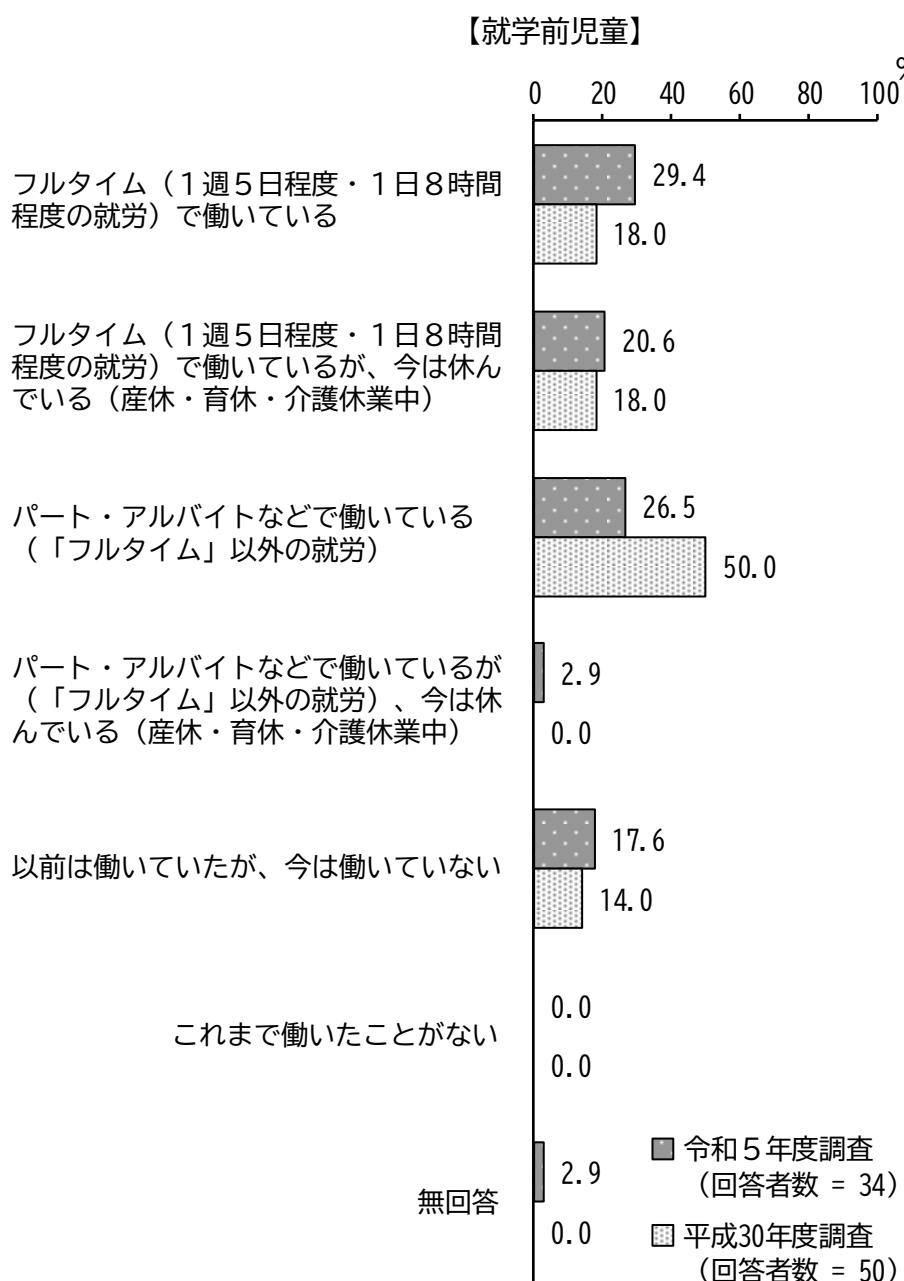


※ 前回調査では、「キンダーカウンセラー（子育て相談を行うため私立幼稚園に配置された臨床心理士等）」の選択肢はありませんでした。

### ③ 母親の就労状況

「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で働いている」の割合が29.4%と最も高く、次いで「パート・アルバイトなどで働いている（「フルタイム」以外の就労）」の割合が26.5%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業中）」の割合が20.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で働いている」の割合が増加しています。一方、「パート・アルバイトなどで働いている（「フルタイム」以外の就労）」の割合が減少しています。

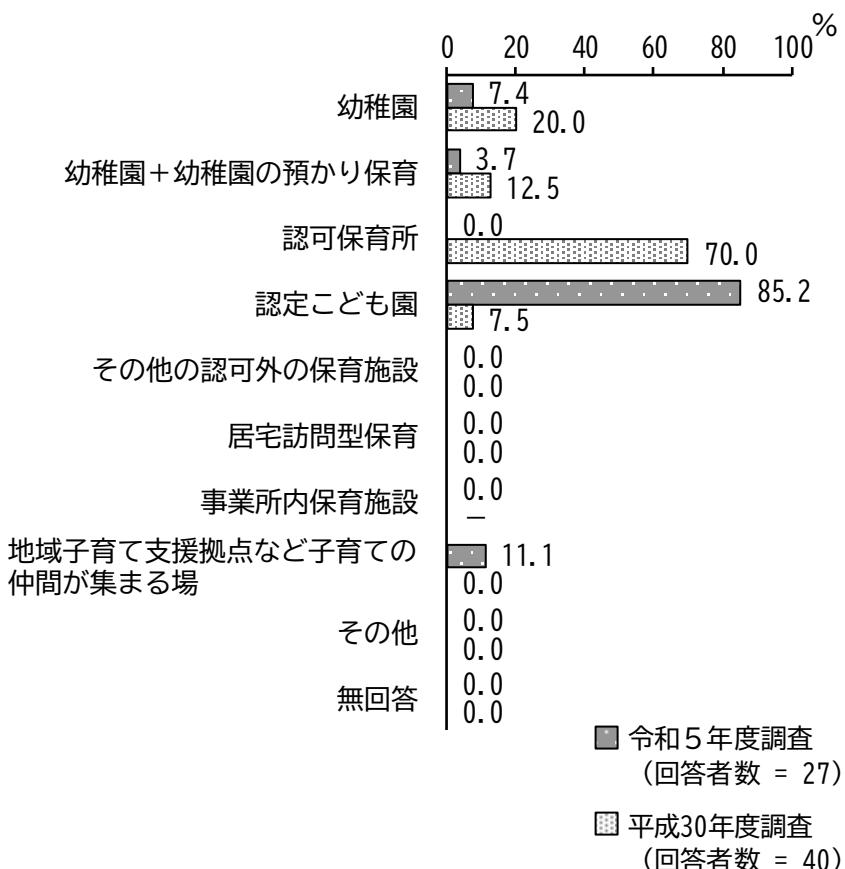


#### ④ 平日に定期的に利用されている施設やサービス

「認定こども園」の割合が85.2%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点など子育ての仲間が集まる場」の割合が11.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」「地域子育て支援拠点など子育ての仲間が集まる場」の割合が増加しています。一方、「幼稚園」「幼稚園+幼稚園の預かり保育」「認可保育所」の割合が減少しています。

【就学前児童】



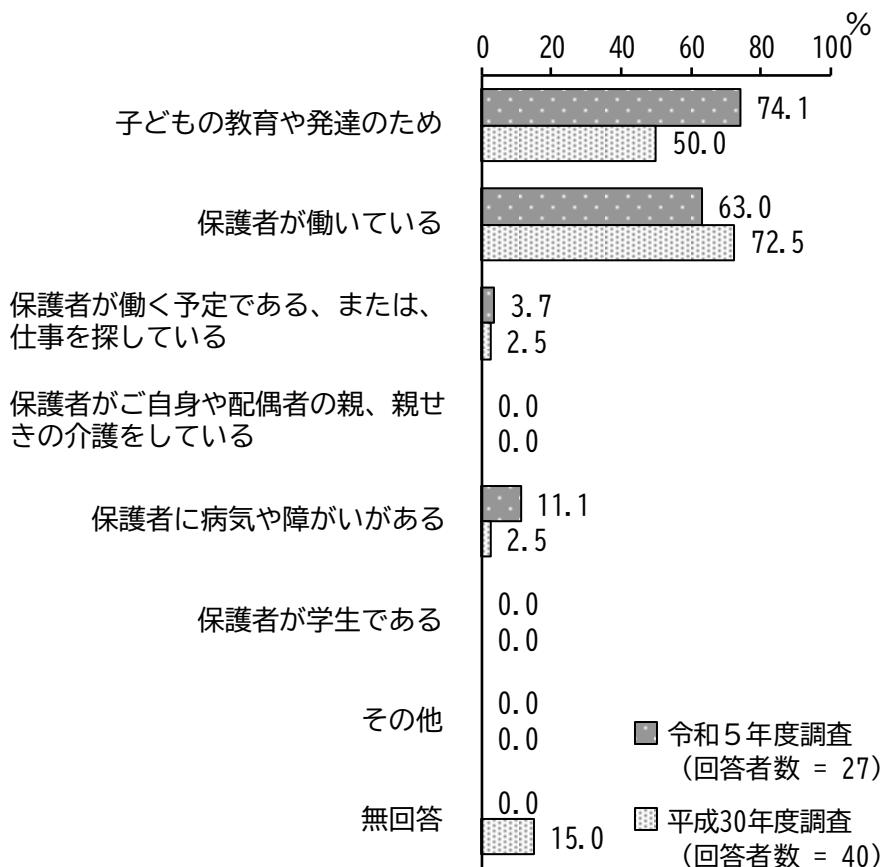
※前回調査では、「事業所内保育施設」の選択肢はありませんでした。

## ⑤ 幼稚園や保育所、認定こども園などの施設やサービスを利用している理由

「子どもの教育や発達のため」の割合が74.1%と最も高く、次いで「保護者が働いている」の割合が63.0%、「保護者に病気や障がいがある」の割合が11.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「子どもの教育や発達のため」「保護者に病気や障がいがある」の割合が増加しています。一方、「保護者が働いている」の割合が減少しています。

【就学前児童】



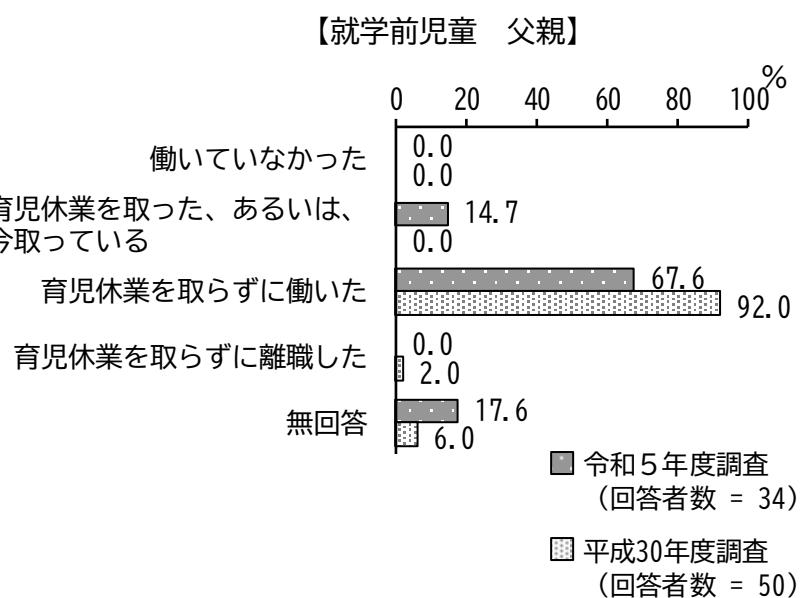
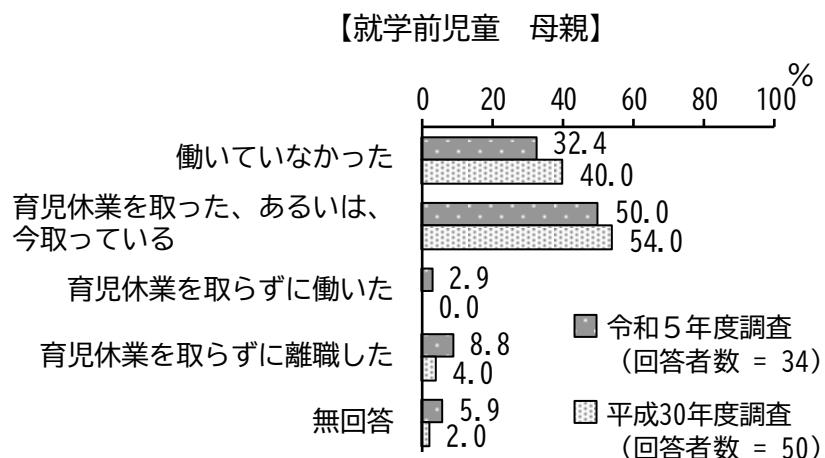
## ⑥ 育児休業の取得状況

母親では、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」の割合が50.0%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が32.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「働いていなかった」の割合が減少しています。

父親では、「育児休業を取らずに働いた」の割合が67.6%と最も高く、次いで「育児休業を取った、あるいは、今取っている」の割合が14.7%となっています。

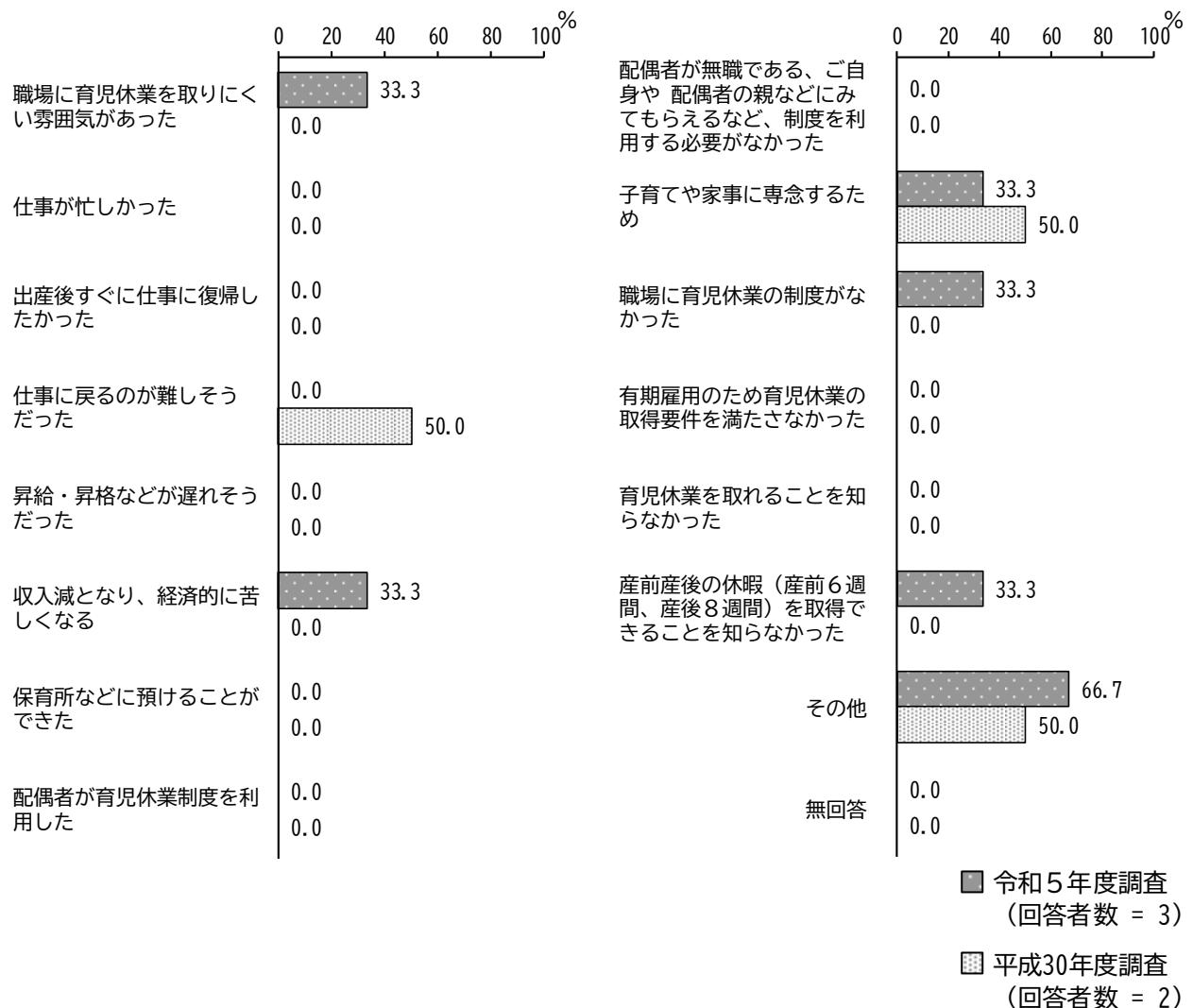
平成30年度調査と比較すると、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」の割合が増加しています。一方、「育児休業を取らずに働いた」の割合が減少しています。



## ⑦ 母親が育児休業を取らずに離職した理由

「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「子育てや家事に専念するため」、「職場に育児休業の制度がなかった」、「産前産後の休暇（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らなかった」と回答されています。

【就学前児童】

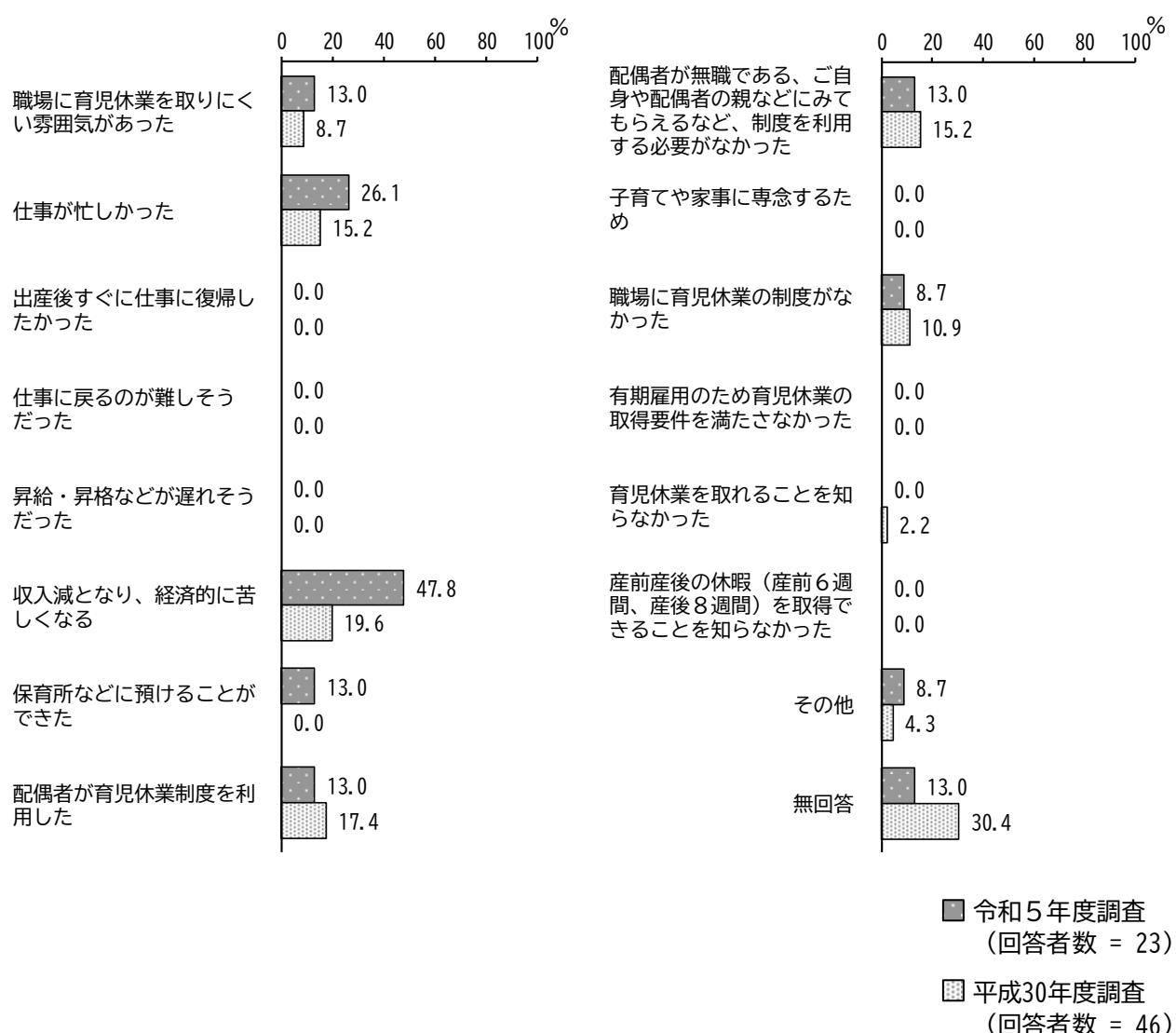


## ⑧ 父親が育児休業を取らずに働いた理由

「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が47.8%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」の割合が26.1%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「保育所などに預けることができた」の割合が13.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「保育所などに預けることができた」の割合が増加しています。

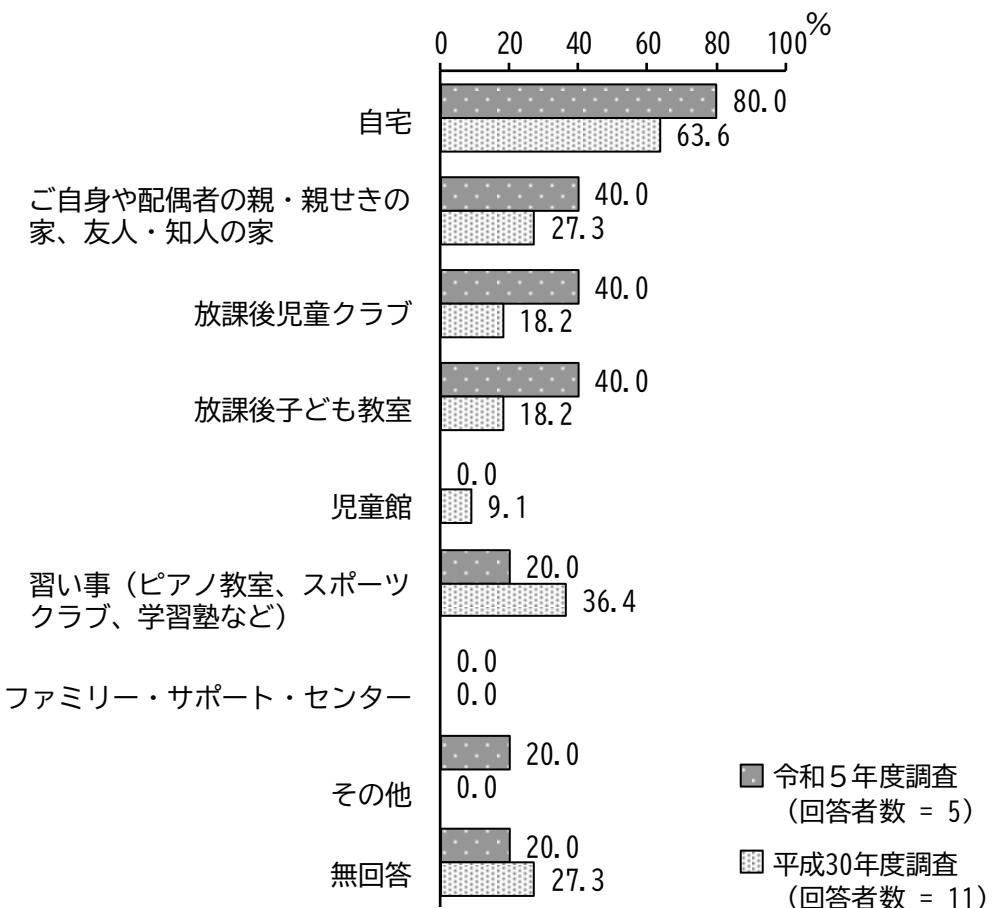
【就学前児童】



## ⑨ 小学校低学年の放課後の時間を過ごさせたい場所

「自宅」の割合が80%となっています。「ご自身や配偶者の親・親せきの家、友人・知人の家」、「放課後児童クラブ」、「放課後子ども教室」の割合が40%となっています。

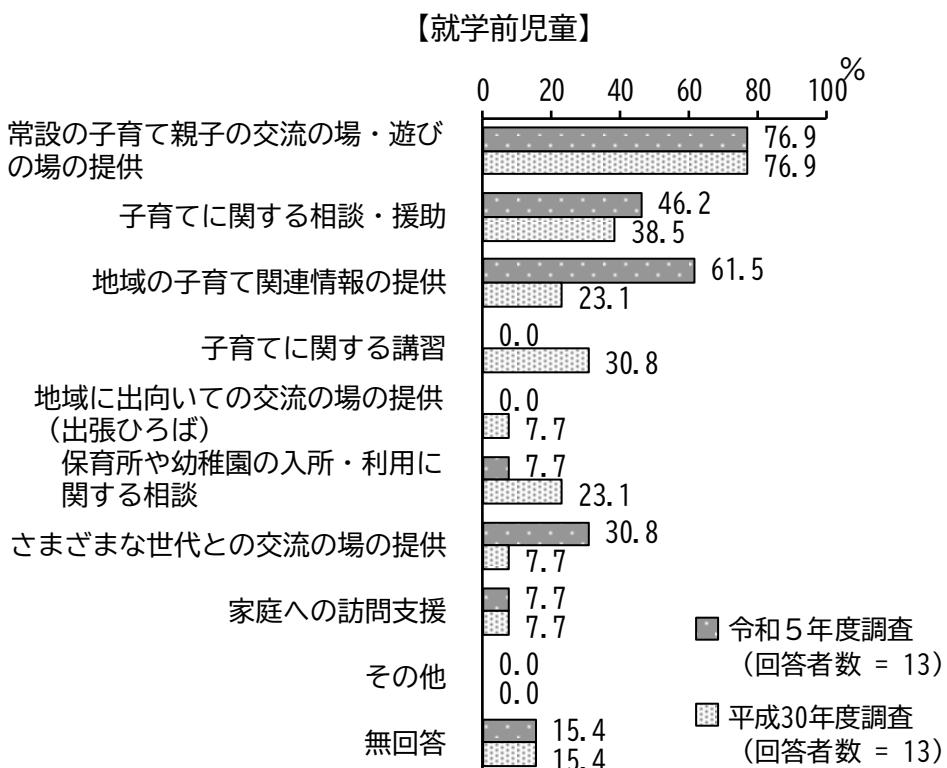
【就学前児童】



## ⑩ 地域子育て支援拠点事業で利用したいサービス

「常設の子育て親子の交流の場・遊びの場の提供」の割合が76.9%と最も高く、次いで「地域の子育て関連情報の提供」の割合が61.5%、「子育てに関する相談・援助」の割合が46.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「子育てに関する相談・援助」「地域の子育て関連情報の提供」「さまざまな世代との交流の場の提供」の割合が増加しています。一方、「子育てに関する講習」「地域に出向いての交流の場の提供（出張ひろば）」「保育所や幼稚園の入所・利用に関する相談」の割合が減少しています。

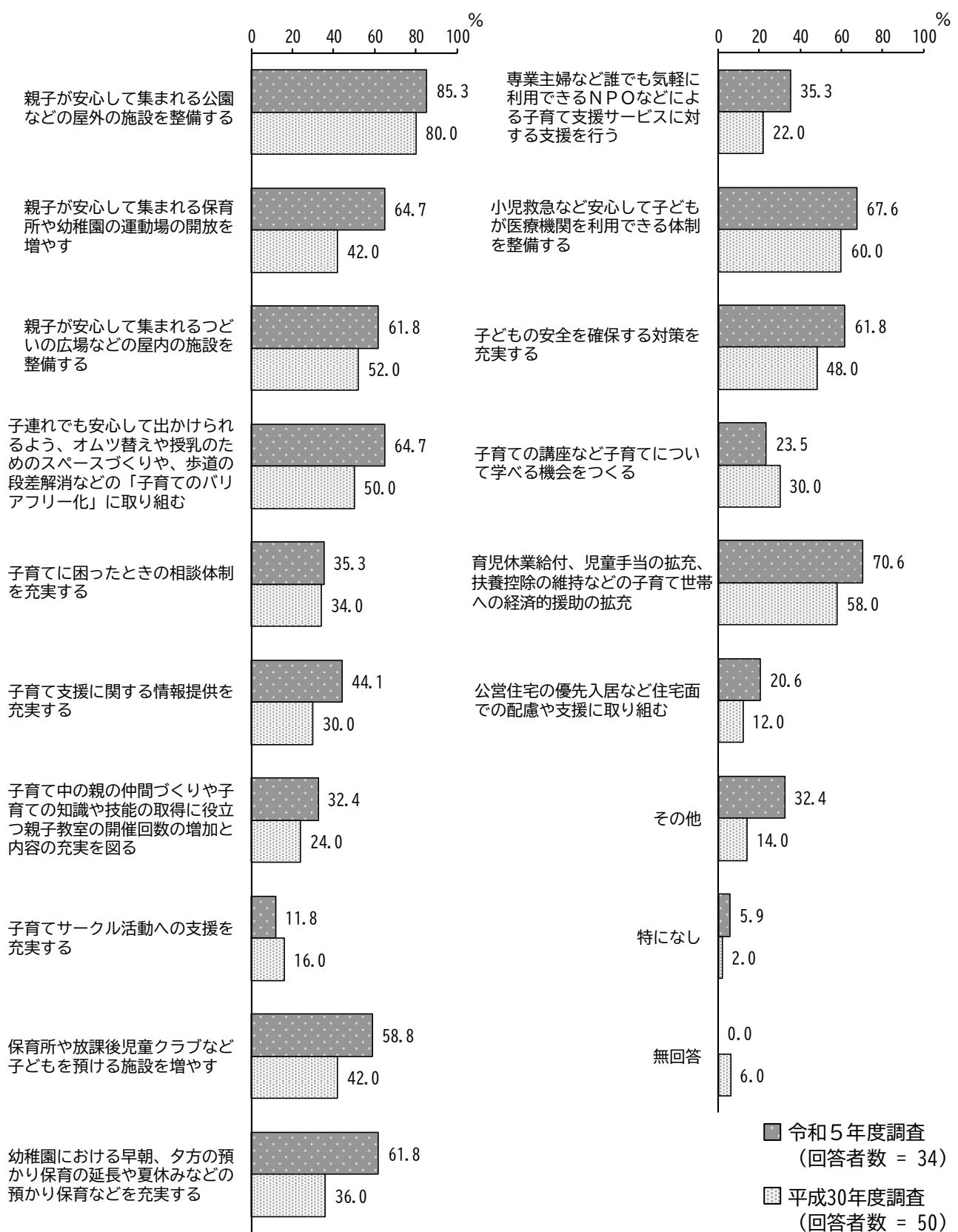


## ⑪ 充実してほしい子育て支援サービス

就学前児童では、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」の割合が85.3%と最も高く、次いで「育児休業給付、児童手当の拡充、扶養控除の維持などの子育て世帯への経済的援助の拡充」の割合が70.6%、「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」の割合が67.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」「親子が安心して集まれる保育所や幼稚園の運動場の開放を増やす」「親子が安心して集まれるつどいの広場などの屋内の施設を整備する」「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」に取り組む」「子育て支援に関する情報提供を充実する」「子育て中の親の仲間づくりや子育ての知識や技能の取得に役立つ親子教室の開催回数の増加と内容の充実を図る」「保育所や放課後児童クラブなどを預ける施設を増やす」「幼稚園における早朝、夕方の預かり保育の延長や夏休みなどの預かり保育などを充実する」「専業主婦など誰でも気軽に利用できるNPOなどによる子育て支援サービスに対する支援を行う」「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」「子どもの安全を確保する対策を充実する」「育児休業給付、児童手当の拡充、扶養控除の維持などの子育て世帯への経済的援助の拡充」「公営住宅の優先入居など住宅面での配慮や支援に取り組む」の割合が増加しています。一方、「子育ての講座など子育てについて学べる機会をつくる」の割合が減少しています。

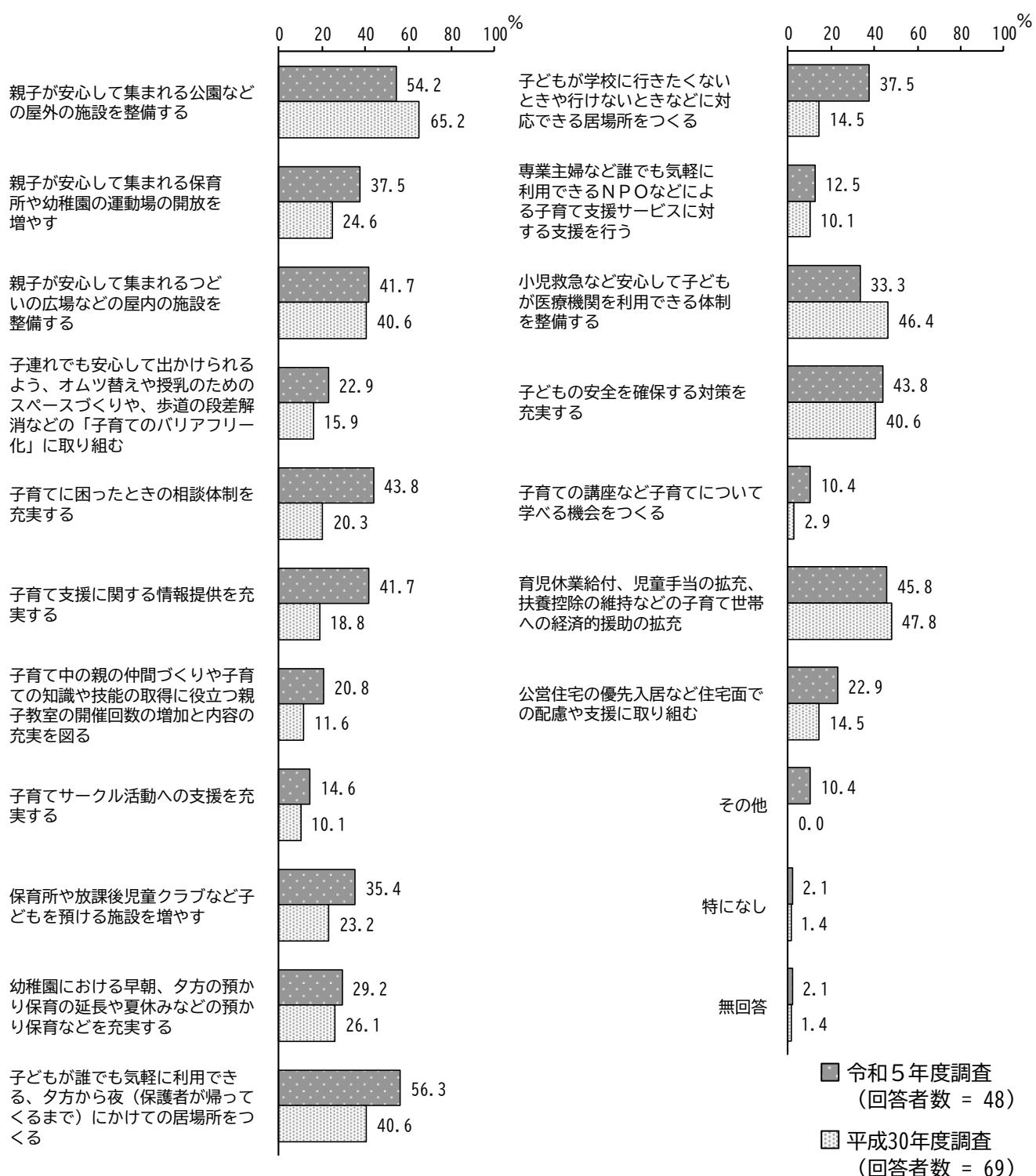
### 【就学前児童】



就学児童では、「子どもが誰でも気軽に利用できる、夕方から夜（保護者が帰ってくるまで）にかけての居場所をつくる」の割合が56.3%と最も高く、次いで「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」の割合が54.2%、「育児休業給付、児童手当の拡充、扶養控除の維持などの子育て世帯への経済的援助の拡充」の割合が45.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「親子が安心して集まれる保育所や幼稚園の運動場の開放を増やす」「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」に取り組む」「子育てに困ったときの相談体制を充実する」「子育て支援に関する情報提供を充実する」「子育て中の親の仲間づくりや子育ての知識や技能の取得に役立つ親子教室の開催回数の増加と内容の充実を図る」「保育所や放課後児童クラブなどを預ける施設を増やす」「子どもが誰でも気軽に利用できる、夕方から夜（保護者が帰ってくるまで）にかけての居場所をつくる」「子どもが学校に行きたくないときや行けないときなどに対応できる居場所をつくる」「子育ての講座など子育てについて学べる機会をつくる」「公営住宅の優先入居など住宅面での配慮や支援に取り組む」の割合が増加しています。一方、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」の割合が減少しています。

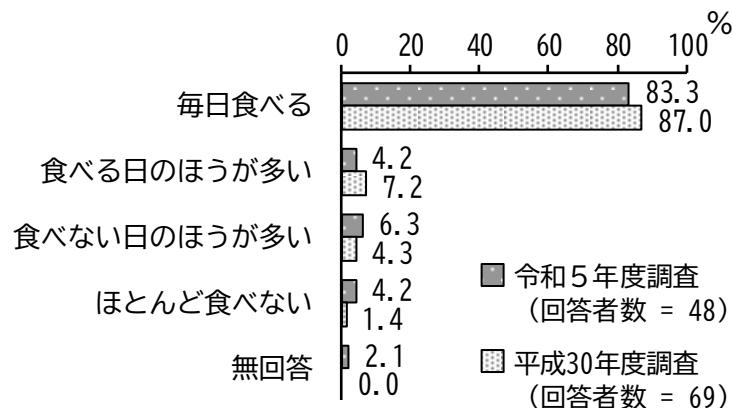
### 【就学児童】



## ⑫ 朝食の摂取状況

「毎日食べる」の割合が83.3%と最も高くなっています。  
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

【就学児童】



## ⑬ けがや急病のとき、すぐ診てくれる医療機関が見つからず困った経験

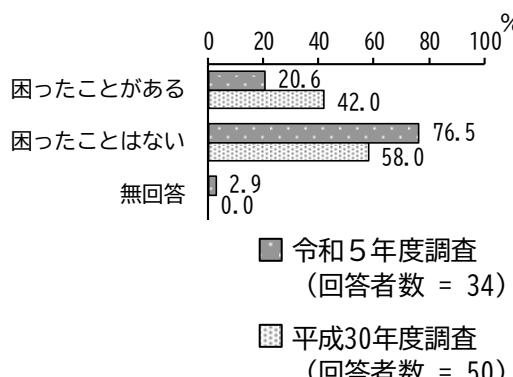
就学前児童では、「困ったことがある」の割合が20.6%、「困ったことはない」の割合が76.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「困ったことはない」の割合が増加しています。一方、「困ったことがある」の割合が減少しています。

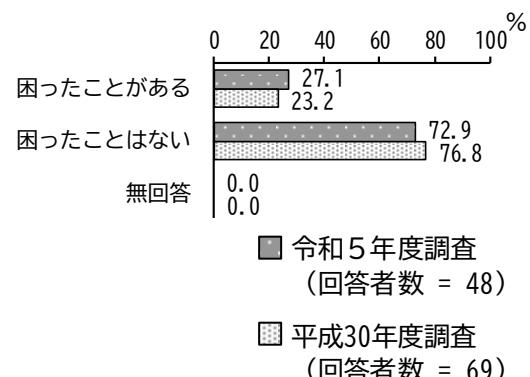
就学児童では、「困ったことがある」の割合が27.1%、「困ったことはない」の割合が72.9%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

【就学前児童】



【就学児童】

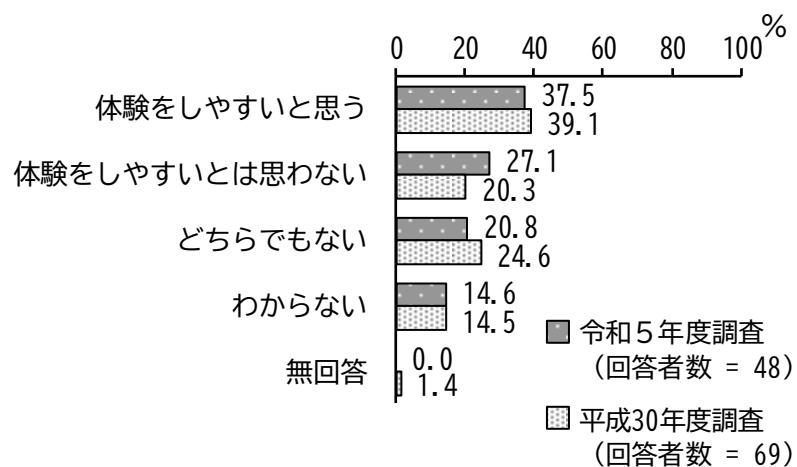


⑭ 子どもにとって自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であるか

「体験をしやすいと思う」の割合が37.5%と最も高く、次いで「体験をしやすいとは思わない」の割合が27.1%、「どちらでもない」の割合が20.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「体験をしやすいとは思わない」の割合が増加しています。

【就学児童】



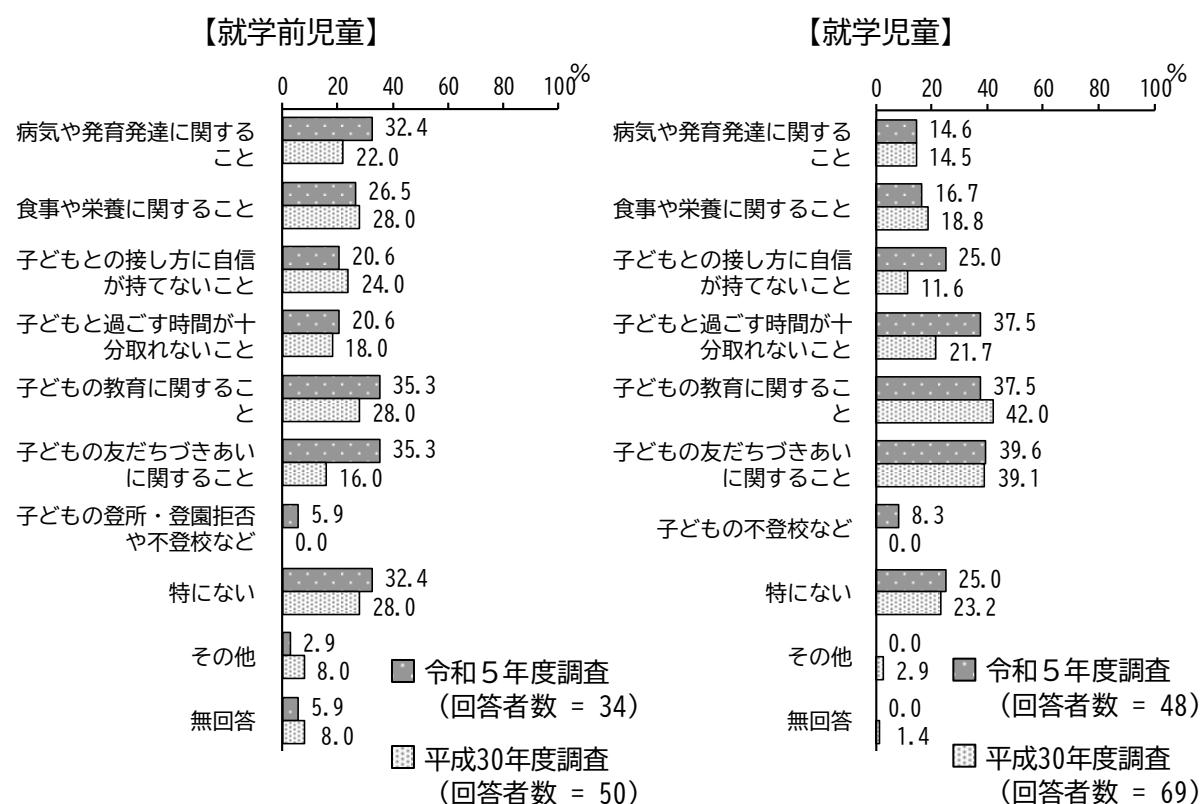
## ⑯ 子育てに関して、日常悩んでいること、気になること

就学前児童では、「子どもの教育に関すること」、「子どもの友だちづきあいに関するこ」の割合が35.3%と最も高く、次いで「病気や発育発達に関するこ」、「特ない」の割合が32.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「病気や発育発達に関するこ」「子どもの教育に関するこ」「子どもの友だちづきあいに関するこ」「子どもの登所・登園拒否や不登校など」の割合が増加しています。

就学児童では、「子どもの友だちづきあいに関するこ」の割合が39.6%と最も高く、次いで「子どもと過ごす時間が十分取れないこと」、「子どもの教育に関するこ」の割合が37.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「子どもとの接し方に自信が持てないこ」「子どもと過ごす時間が十分取れないこ」「子どもの不登校など」の割合が増加しています。



⑯ 子育てが、地域の人に支えられていると感じるか

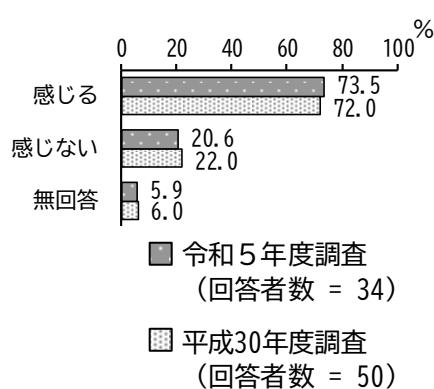
就学前児童では、「感じる」の割合が73.5%、「感じない」の割合が20.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

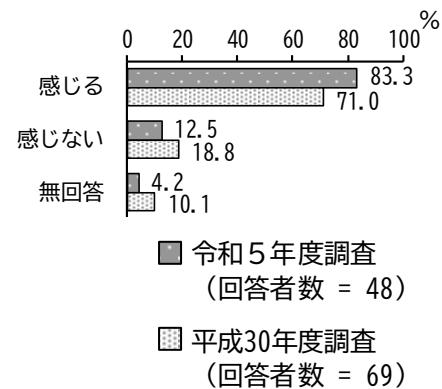
就学児童では、「感じる」の割合が83.3%、「感じない」の割合が12.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「感じる」の割合が増加しています。一方、「感じない」の割合が減少しています。

【就学前児童】



【就学児童】



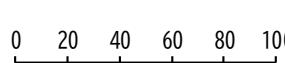
## ⑦ 経済的な理由で経験したこと

就学前児童では、「家賃やローンの支払いが遅れた」「生活費のため、金融機関や親せき・知り合いに借金をした」と答えた人が一定数います。

就学児童では、「家族が必要とする食材を買えなかつた」「家族が必要とする衣服や靴などを買えなかつた」「電話代やインターネット通信料の支払いが遅れた」と答えた人が一定数います。

【就学前児童】

回答者数 = 34



家族が必要とする食材を買えなかつた

0.0

医療機関の受診を控えた

5.9

税金や保険料（医療・年金）の支払いが遅れた

5.9

家賃やローンの支払いが遅れた

8.8

電話代やインターネット通信料の支払いが遅れた

2.9

家族が必要とする衣服や靴などを買えなかつた  
(高価な衣服や貴金属、宝飾品を除く)

5.9

電気料金の支払いが遅れた

2.9

ガス料金の支払いが遅れた

0.0

水道料金の支払いが遅れた

2.9

保育料や授業料、給食費などの支払いが遅れた

2.9

生活費のため、金融機関や親せき・知り合いに借金をした

8.8

あてはまるものはない

64.7

その他

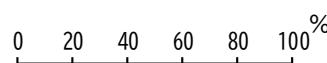
2.9

無回答

11.8

【就学児童】

回答者数 = 48



家族が必要とする食材を買えなかつた

6.3

医療機関の受診を控えた

2.1

税金や保険料（医療・年金）の支払いが遅れた

4.2

家賃やローンの支払いが遅れた

2.1

電話代やインターネット通信料の支払いが遅れた

6.3

家族が必要とする衣服や靴などを買えなかつた  
(高価な衣服や貴金属、宝飾品を除く)

6.3

電気料金の支払いが遅れた

0.0

ガス料金の支払いが遅れた

0.0

水道料金の支払いが遅れた

0.0

保育料や授業料、給食費などの支払いが遅れた

2.1

生活費のため、金融機関や親せき・知り合いに借金をした

4.2

あてはまるものはない

70.8

その他

2.1

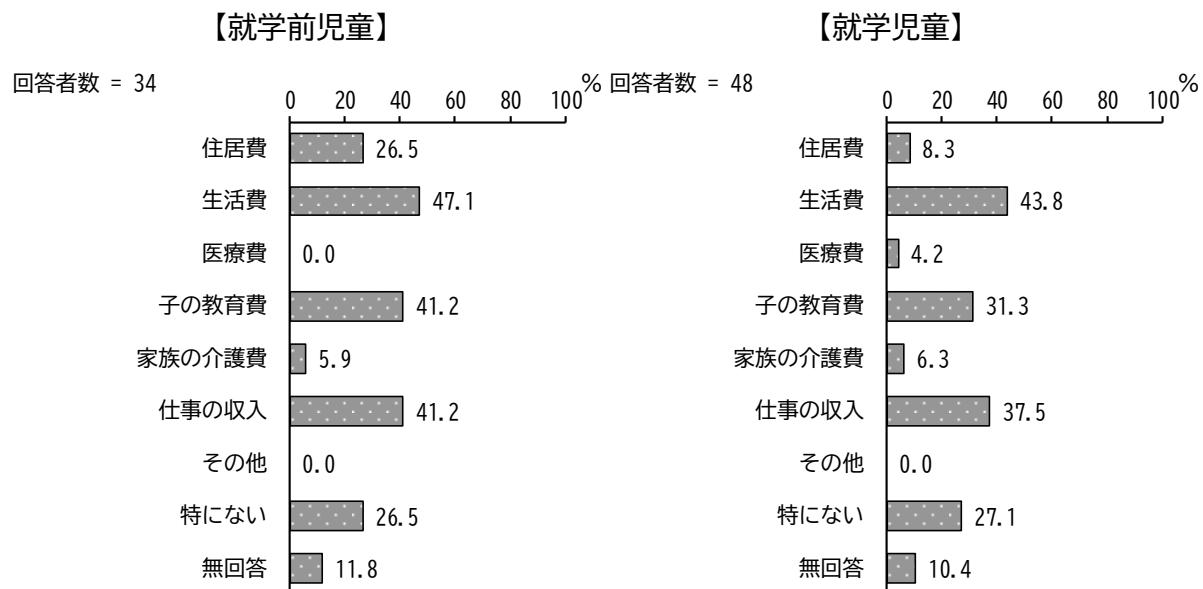
無回答

12.5

## ⑯ 経済的に困っていること

就学前児童では、「生活費」の割合が47.1%と最も高く、次いで「子の教育費」、「仕事の収入」の割合が41.2%となっています。

就学児童では、「生活費」の割合が43.8%と最も高く、次いで「仕事の収入」の割合が37.5%、「子の教育費」の割合が31.3%となっています。



## 1 基本理念

第5次千早赤阪村総合計画において、本村の将来像である「元気なあいさつで みんなで作る 『唯一』と である 金剛山のむら」の実現に向け、次世代に守り継ぐ資源を磨き、組み合わせ、共に生きていくむら、住む人、訪れる人が心地よさや安らぎを感じ、住み続けたい、住んでみたいと思う持続可能なまちづくりを進めています。

また、子育ての分野では、「安心して妊娠・出産・子育てができ、笑顔で暮らせるむら」を掲げ、子どもから大人まで支え合い、出産・子育ての夢と希望が持てるまちづくりをしています。

「こども大綱」では、子どもの視点に立って意見を聴き、子どもにとって一番の利益を考え、子どもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本計画では、第2期子ども・子育て支援事業計画の取組における成果を継承しつつ、「こども大綱」や第5次千早赤阪村総合計画の目指すまちづくりも踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

「こどもまんなか社会」の実現に向け、全ての子どもたちが自分らしく健やかで幸せに成長できるよう社会全体で支え、子どもや若者が自分の希望や能力を活かすことができ、子どもを育てたいという願いを叶えることができるよう、「みんなで支えあい、子どもの夢と未来を応援するまち・ちはやあかさか」を基本理念とします。

### 【 基本理念 】

みんなで支えあい、  
子どもの夢と未来を応援するまち・  
ちはやあかさか

## || 2 基本目標

基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を掲げ、施策を推進します。

### (1) すべての子育て家庭を応援する環境づくり

「子育て」を地域が支えるという視点のもと、地域での主体的な助け合い・支え合いが生まれるような、子どもを生み育てやすいまちづくりを推進します。

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

子どもの貧困対策や児童虐待防止対策を推進しつつ、障がいのある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、それぞれの特性に合わせて、子ども・若者やその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。

### (2) 親と子が健やかに過ごせる環境づくり

ライフステージに応じて子どもの教育や保育の充実とともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組みます。

また、子どもの自主性・社会性の育成や子どもの放課後の居場所づくり、困難を抱える若者への支援など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援します。

### (3) 親と子の学びと育ちを応援する環境づくり

子どもの最善の利益が保障され、健やかな「子育ち」が促されるよう、質の高い幼児教育・保育を提供できる体制を充実を図ります。

「生きる力」が子どもに育まれるよう、創意工夫のある教育をはじめとした、家庭・地域・学校が連携・協力した家庭や地域の教育力の向上を図ります。

安全な道路交通環境や防犯・防災対策など、安心して子育て・子育ちできるまちづくりに取り組みます。子どもと若者は、未来を担う存在でありながら、今を生きる主体でもあります。子どもの権利を尊重し、適切な情報と知識を提供して自己決定を支援します。

### (4) 配慮等が必要な家庭や子どもを支える環境づくり

子ども・若者の最善の利益を尊重し、全ての子どもと家庭を対象とした相談・支援について充実を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待やヤングケアラーの早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ります。

また、ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子ども・若者が、社会とのつながりを回復し、自立に向けて動き始めることができるよう支援します。

## (5) すべての子どもが安心して生活できる環境づくり

住民同士の協力・連携関係の強化、交通安全対策や防犯対策への取組など、地域社会の中で子どもが安心・安全に暮らせるまちづくりを推進します。

保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実、ひとり親家庭への支援の充実を図るとともに、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

### 3 計画の体系



## 1 すべての子育て家庭を応援する環境づくり

### (1) 地域における子育て支援の充実

#### 【現状と課題】

本村では、子どもの生活を第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえ、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮した、多様な個別ニーズに柔軟に対応できる総合的な取り組みを推進しました。

就学前児童保護者のアンケート調査では、定期的に利用している施設やサービスについて、「認定こども園」が85.2%と最も高く、平成30年度調査と比較すると、増加しています。今後の利用意向については「認定こども園」が最も高くなっています。

また、母親の就労状況について、「フルタイム」が29.4%と最も高く、次いで「パート・アルバイトなどで働いている」が26.5%となっており、平成30年度調査と比較すると、「フルタイム」が増加しており、今後、保育ニーズの増加が見込まれます。

今後、多様化する就労形態や就労時間の変化を踏まえ、教育・保育事業の保護者のニーズに対応していくことが必要です。

また、土曜日や日曜日・祝日や子どもの病気やケガなどの時に対する保育ニーズも潜在化しており、柔軟な保育サービスの充実が求められています。

さらに、保育ニーズの高まりに合わせて、保育教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めることができます。また、子育て世帯の相談体制においては、関係機関と連携して専門的な相談の場を提供し、支援の必要な対象者に対しては、他機関と連携を取りながら適切なサービスにつなげたり、継続的な相談、支援を実施しました。

就学前児童保護者のアンケート調査では、気軽に相談できる人や場所などについて、「友人や知人」が88.4%と最も高く、次いで「ご自身や配偶者の親、親せき、(同居している)家族」が67.4%、「配偶者」の割合が65.1%とインフォーマルな相談先が多くなっていますが、平成30年度調査と比較すると、「近所の人」「小学校の先生」「児童館などの子育て支援施設やNPOなどの子育て支援団体」「村役場の教育相談の窓口」等の地域や公的な相談先の利用も多くなっています。

今後も、保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないよう、身近な地域で気軽に相談できる仕組みや体制を構築し、妊娠、出産、子育てにおける切れ目ない支援を行うことが必要です。

また、就学前児童保護者のアンケート調査では、地域子育て支援拠点事業を利用するにあたって求めるサービスについて、「地域の子育て関連情報の提供」が61.5%と高くなっています。

今後も、子ども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報が分かりやすくまとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若い世代にとってなじみやすいSNS等を活用したツツシュー型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの支援など、情報発信や広報を改善・強化することが必要です。

### 【今後の方向性・主な取り組み】

#### ① 地域における子育て支援の充実

教育・保育ニーズの動向を踏まえ、子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう、利用者の希望を把握しながら、子育て支援事業の内容の充実を図るとともに、円滑な運営に努めます。

事業名	事業内容	担当課
通常保育・教育事業の充実	児童福祉法に基づき、0歳児～就学前の乳幼児等を認定こども園等において教育・保育を行います。	教育課
延長保育事業	延長保育に対する需要に対応するため、認定こども園が自主的に延長保育に取り組む場合に補助を行います。	教育課
放課後児童健全育成事業	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として、毎週月曜日～土曜日、千早小吹台小学校敷地内専用施設で実施します。	教育課
障がい児保育支援事業	認定こども園での障がい児の受け入れ体制を強化し、子どもの健全な成長を促し、地域における障がい児の子育て環境機能の充実を図ります。	教育課
子育て短期支援事業	【短期入所生活援助（ショートステイ）事業】 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上または環境上の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時に保護を要する場合に児童福祉施設で一定期間養育保護します。 【夜間養護等（トワイライトステイ）事業】 保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭における児童の養育が困難になった場合その他緊急の場合において、その児童を児童福祉施設で保護します。	福祉課

## ② 地域における子育て支援ネットワークづくり

地域子育て支援拠点を充実し、保護者同士の交流や育児不安の軽減などを図るとともに、社会福祉協議会と連携し、小地域ネットワーク活動による子育て支援事業の周知と参加の促進を図ります。

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援拠点事業	身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。 ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談・援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	福祉課
小地域ネットワーク活動推進事業	地域住民、ボランティア、福祉委員、民生委員・児童委員等のネットワークメンバーの連携による要援助者への活動を日常的、定期的に行うとともに、地域福祉活動の住民への周知と参加を促します。 <b>【内 容】</b> ・グループ援助活動（世代間交流事業等） ・広報、啓発活動、研修、連絡調整等	社会福祉協議会
子育て支援ヘルパー派遣事業	出産前後の体調不良などで家事・育児が困難な家庭、母親等の疾病により、家事・育児が困難な家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児援助を行います。	福祉課

## ③ 相談体制の充実

子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援体制を強化します。また、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげる体制を充実します。

事業名	事業内容	担当課
家庭児童相談強化事業	専任の家庭児童相談員を配置し、多様な子育て家庭への相談対応や虐待通告対応を迅速及び的確に行い児童虐待の早期予防の充実を図ります。	福祉課
児童相談事業	子どもや親が抱えている問題など子育てに関することを、月1回相談所を開設し、民生児童委員・主任児童委員が相談に応じます。	社会福祉協議会
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。 <b>【対象者】</b> 支援が特に必要である者を対象とする。 <b>【内 容】</b> ・短期集中的にまたはきめ細かに指導助言を行うなど、密度の濃い支援を行う。 ・対象者に積極的アプローチを行うものであり、適切な養育が行われるよう専門的支援を行う。 ・必要に応じて他制度と連携して行う。	福祉課
スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーを学校に配置し、児童や家庭からの相談に対して学校や地域と連携し、問題解決に取り組みます。	教育課 福祉課

#### ④ 情報提供の充実

親が安心して子育てに臨めるよう、必要とされる様々なニーズに対応するため、子育て当事者のライフステージに合わせた情報提供を充実します。

事業名	事業内容	担当課
子育て支援関係広報事業	令和2年度から子育て支援拠点を開設したことから、より専門的な支援も可能となったことから、広報・周知方法について検討・工夫し、村ホームページの子育て情報サイトを充実するなど、支援を必要とする人に、必要な情報がいつでも届くよう、さまざまな媒体を通じた情報提供を行います。	福祉課

## (2) ワーク・ライフ・バランスの実現

### 【現状と課題】

本村では、育児・介護休暇制度の周知や子育てと仕事を両立するための制度の普及を啓発し、子育てしやすい労働環境を奨励するとともに、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に関する講演会を開催するなど、個人の意識啓発を促してきました。

就学前児童保護者のアンケート調査では、育児休業の取得状況をみると、母親では「育児休業を取った、あるいは、今取っている」が50.0%と最も高くなっています。父親では、平成30年度調査と比較すると、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」の割合が増加していますが、14.7%に留まっています。また、母親で育児休業を取らずに離職した理由、父親で育児休業を取らずに働いた理由については、「収入減となり、経済的に苦しくなる」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の意見が多く、経済的な面や職場環境に関する意見があがっています。

また、就学前児童保護者のアンケート調査では、子育てや教育を行っている人は、「父母とともに」が55.9%と最も高く、平成30年度調査と比較すると、「父母とともに」の割合が増加しており、子育てを男女ともに担う傾向が進んでいることがうかがえます。

今後も、育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発を行っていく必要があります。また、育児休業制度や短時間勤務制度の利用による経済的な負担やキャリアへの影響を軽減する支援策の検討が必要です。

さらに、男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本的な見直しにより様々なケースに対応した実効性の高い取り組みの充実を図ることが必要です。

## 【今後の方針性・主な取り組み】

### ① 仕事と子育ての両立の支援

仕事と子育てを両立する上で、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、村民や事業主に対する意識啓発を進めています。

事業名	事業内容	担当課
制度の普及・啓発	労働基準法の遵守や労働時間・育児休業制度の適正運用などについて、広報紙への掲載・チラシの配布などにより、制度の普及・啓発に努めます。	農林商工課
地域就労支援事業の普及・啓発	近隣市町や関係機関と連携しながら、就労につながるイベントや講座を実施し、地域での就労促進に努めます。また、雇用・就労に関する相談に応じます。	農林商工課

### ② 家庭における子育て意識の醸成

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、男女共同参画による子育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画に関する学習・啓発	「男女共同参画」に関する資料を収集・整理し、住民に提供することにより、「男女共同参画社会」の趣旨を広め、取り組みへの理解を促します。	住民課
雇用の場における男女共同参画支援	仕事と生活が調和した健康的な職場環境づくりに向けて、企業や住民にワーク・ライフ・バランスに関する広報などを実施します。	住民課

## 2 親と子が健やかに過ごせる環境づくり

### (1) 子どもと親の健康保持及び増進

#### 【 現状と課題 】

本村では、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を図るとともに、関係機関と連携を図り、妊娠・出産から育児へと切れ目ない総合的・継続的な相談・指導体制を確保しています。

また、産後ケアなどの親の健康保持の取り組みや思春期の児童・生徒に対する保健教育など、ライフステージを通じた子どもと親の心身の健康づくりを進めてきました。

就学前児童保護者のアンケート調査では、子育てに関して日常悩んでいることあるいは気になることとして、「病気や発育発達に関するこころ」が32.4%と上位にあがっており、平成30年度調査と比較すると、割合が増加しています。

今後も、妊娠・出産から健康を保持し、安心して子育てができるよう、ライフステージに応じた切れ目ない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。加えて、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にもつながるよう、乳幼児健診等を推進することが重要です。

また、就学児童保護者アンケート調査では、子どもの生活習慣について、朝ごはんを「毎日食べる」の割合が83.3%と最も高くなっている一方、毎日は食べていない子どももいます。

規則正しい食習慣の実践や共食の推進など家庭、学校、地域等が連携した食育の取組が求められています。加えて、児童・生徒が心身ともに健全で安全な生活を送れるよう、学校保健が中心となって学童期・思春期における保健対策を進めていくことも必要です。

さらに、アンケート調査では、充実してほしい子育て支援サービスについて、就学前児童保護者では「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」の割合が上位にあがっており、子どもがけがや急病のとき、すぐ診てくれる医療機関が見つからず困ったことがある人が、就学前児童保護者で20.6%、就学児童保護者で27.1%となっています。

今後も、子どもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制を周知することが必要です。

## 【今後の方針性・主な取り組み】

### ① 妊娠期から出産・育児期まで切れ目のない支援

妊娠期から出産・育児期における健康診査、健康相談等をきめ細かく実施することにより疾病予防や発達支援の充実を図り、切れ目のない包括的・継続的な支援を推進します。

事業名	事業内容	担当課
母子健康手帳交付	妊娠届出を保健センターで受理し、母子健康手帳を交付します。安心して妊娠・出産が迎えられるよう、保健師等による面談を行います。	健康課
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として妊婦健康診査を実施します。(医療機関委託)	健康課
新生児聴覚検査	難聴をもって生まれてきた子どもを早期に診断して、発達支援につなげるため、出生後すぐに聴覚検査を実施します。(医療機関委託)	健康課
乳児一般（1か月）健康診査	乳児期（1か月児）に健康診査を実施します。(医療機関委託)	健康課
乳児後期健康診査	9か月から1歳未満の乳幼児を対象に健康診査を実施します。(医療機関委託)	健康課
乳幼児健康診査・歯科健康診査	乳幼児を対象とした健康診査、健康相談の内容の充実に努め、発達支援や健康保持・増進、疾病の早期発見、虐待の予防に努めます。なお、3歳6か月児には、視力検診、聴覚検診をあわせて実施します。 乳幼児を対象に歯科健診、歯科疾患のハイリスク者に対して歯科フォローケントを実施します。 また親子同士の交流など、育児支援の役割も果たせるよう健康診査の充実と受診率の向上に努めます。	健康課
経過観察児健診	経過観察を必要とする乳幼児の健診を実施します。	健康課
訪問指導	子育て・発達・栄養、日常生活全般について、保健師（必要に応じて、助産師・公認心理士・栄養士）による面接、電話、訪問指導を実施します。 【対象者】18歳までの子どもとその保護者、妊婦	健康課
こんにちは赤ちゃん事業(新生児訪問と兼ねる)	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけます。	健康課
産後ケア事業	出産後の体調や育児に不安があつて、家族から十分な支援が受けられない人を対象に、医療機関等において助産師等によるケアを実施します。	健康課
子育て応援出産お祝い事業	子育て世帯を支援することを目的に、新生児訪問時に育児用品を手渡しによって贈呈します。子どもの健やかな成長を応援することを目的に、4か月児健診の会場で対象者となる子と保護者に絵本と育児書及び河内木材を使用した積み木を手渡しによって贈呈します。	福祉課 健康課
乳幼児健診等での事故予防啓発	各乳幼児健診で安全チェックリストの配布や、安全教育を実施し、事故予防指導を行います。	健康課
予防接種手帳交付	出生届時に保健センターにおいて予防接種手帳を交付し、保健師が相談に応じるとともに地区担当保健師及び母子保健サービス等の紹介を行います。	健康課
予防接種事業	各種感染症発生及びまん延を予防するために、予防接種を行います。また、予防接種による健康被害が起こった場合には、迅速な救済を図ります。	健康課

事業名	事業内容	担当課
こども家庭センター (母子保健機能)	妊娠期から子ども・子育て家庭に関する相談窓口です。 相談内容によって地域のさまざまな施設や関係機関との調整を行います。安心して子育てができるよう切れ目のない支援を提供します。	福祉課 健康課
妊婦等包括相談支援事業	妊婦、その配偶者等に対して面談等により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。	健康課
妊婦(両親)教室	妊婦とその家族が協力して出産・育児が出来るよう、妊娠・出産・育児に関する実習等を行います。	健康課
ひまわり計測・育児相談	0～1歳頃までの子どもとその保護者を対象として、乳児期早期から親子の孤立を防ぎ、育児に関する正しい知識の啓発、育児不安の解消を図ります。	健康課

## ② 「食育」の推進

妊娠期から乳幼児期、学童期へと、幅広い層に対して食に関する学習や情報提供の機会を提供し、「食」に関する关心や知識の向上に努めます。

事業名	事業内容	担当課
離乳食講習会	離乳食の正しい知識を普及することにより、口腔機能、咀しゃく・えん下機能の発達を促進し望ましい食習慣を確立するために実施します。	健康課
親子クッキング事業	管理栄養士による食育の講話や相談を行い、食について考える機会とします。	健康課
小中学校における食育の推進	小学校・中学校給食に地元農産物を活用し、食に関する意識の向上を図ります。 また、小中学校では、各校における食に関する指導全体計画に基づいた食育を推進します。	教育課
食育ボランティアによる食育活動の推進	食育ボランティア「みつば会」による食育推進のための活動を実施します。	健康課

## ③ 学童期・思春期保健対策の充実

子どもが、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。

事業名	事業内容	担当課
小中学校での子育て・性に関する教育	学校教育で、生命の大切さや育児・家事などの学習を行うことや、性についての正しい知識と理解を身につけられるよう「性教育」を推進します。	教育課
喫煙・薬物等に関する知識の普及	学校保健と連携し、喫煙や薬物の有毒性などについての基礎知識の普及を図ります。	教育課
スクールカウンセラー配置事業	スクールカウンセラー（1名）が、中学校に週1回6時間で配置されています。小学校での相談活動も可能であり、効果的な活用を推進します。	教育課

事業名	事業内容	担当課
不登校等の対策	<p>各小・中学校における不登校問題への取り組みに 対して支援を行います。</p> <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワ ーカーなどの連絡調整等</li> <li>・関係機関との連携調整</li> <li>・校内体制推進のための指導助言</li> <li>・千早赤阪村教育支援センター（くすのきルーム） の運用</li> </ul>	教育課

#### ④ 小児医療体制の充実

子どもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよ  
う、小児医療体制の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
小児救急医療事業	富田林市・河内長野市・大阪狭山市・河南町・太子 町・千早赤阪村の6市町村で構成する南河内南部 広域小児急病診療運営委員会が医療機関に委託し て、休日昼間と夜間において小児の救急医療事業 を実施します。	健康課

## （2）子どもの居場所づくりの充実

### 【 現状と課題 】

本村では、放課後の時間を有効的に活用し、心身の健全な育成を図るため、放課後児童  
クラブなどを通じて、より安全に遊べる居場所づくりの取り組みを進めてきました。

また、子育て中の保護者に対しても、家庭と地域のかかわりができるような地域交流の  
場や機会の提供に努めるなど、様々な形の居場所づくりを進めてきました。

就学前児童保護者のアンケート調査では、小学校低学年のうちは、放課後の時間を過ご  
させたい場所について、「放課後児童クラブ」、「放課後子ども教室」の意見もあります。

今後も、放課後の子どもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの安定的な運営を確  
保していくことが必要です。

また、自宅で過ごす子どももあり、放課後児童クラブ以外の地域の子どもたちの多様な  
ニーズに対応していくことも必要です。

さらに、低年齢の子どもやその親に対しては、引き続き、親子が成長していく中で相談  
や交流の場となる機会や居場所の充実を図っていくことも必要となります。

## 【今後の方針性・主な取り組み】

### ① 親子の成長と交流の場の支援

子育て中の親の仲間づくり、社会参加を促進するために、日常的に交流ができるような環境づくりに努め、地域子育て支援拠点を充実し、保護者同士の交流や育児不安の軽減などを図ります。

また、地域のシニアやボランティア等、様々な人が子育てに関わり地域全体で子育てを応援する場の環境づくりに努めます。

事業名	事業内容	担当課
ひまわり計測・育児相談 〔再掲〕	0～1歳頃までの子どもとその保護者を対象として、乳児期早期から親子の孤立を防ぎ、育児に関する正しい知識の啓発、育児不安の解消を図ります。	健康課
地域子育て支援拠点事業 〔再掲〕	身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業で、村直営で実施します。 ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談・援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	福祉課

### ② 放課後児童対策の充実

放課後に安心して子どもが過ごすことできる場として、自由に活動や学習又は遊びができる子どもの居場所づくりを推進します。

事業名	事業内容	担当課
放課後児童健全育成事業 〔再掲〕	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として、毎週月曜日～土曜日千早小吹台小学校敷地内専用施設で実施します。	教育課

### 3 親と子の学びと育ちを応援する環境づくり

#### (1) 子どもの成長を支える教育の充実

##### 【 現状と課題 】

本村では、児童・生徒や家庭、地域の環境が大きく変化してきている中、児童・生徒の一人ひとりに応じたきめ細やかな教育に努めるとともに、小学生、中学生等が乳幼児とふれあう機会の提供にも努めてきました。

就学前児童保護者のアンケート調査では、幼稚園や保育所、認定こども園などの施設やサービスを利用している理由について、「子どもの教育や発達のため」が74.1%と最も高く、平成30年度調査と比較すると、「子どもの教育や発達のため」の割合が増加しています。

今後も、地域や家庭の環境にかかわらず、全ての子どもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育園・小学校の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ることが必要です。

また、子育てに関して、日頃悩んでいること、また気になることについて、就学前児童保護者で「子どもの教育に関するこころ」が35.3%と最も高く、平成30年度調査と比較しても増加しています。就学児童保護者においても、「子どもの教育に関するこころ」の割合が37.5%と「子どもの友だちづきあいに関するこころ」に次いで高くなっています。

今後も、児童生徒一人ひとりの成長に着目し、一人ひとりを確実に伸ばす教育が必要です。加えて、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるよう、学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進が求められます。

さらに、次世代の親となっていく子どもたちに対して、子どもを生み育てるこの意義や子どもや家庭の大切さを理解する機会を提供していくことも求められます。

##### 【 今後の方向性・主な取り組み 】

###### ① 幼児教育及び学校教育の充実

認定こども園等の整備により教育・保育の受皿を確保するとともに、子どもにとって良好な教育・保育環境となるよう質の確保に努めます。

事業名	事業内容	担当課
特定教育・保育施設運営費補助事業	教育・保育内容の充実と運営の健全化を図るため、村内認定こども園へ運営費補助金を交付します。また、保育の質の向上に関する取り組みへの情報提供等の支援を行います。	教育課
認定こども園・小学校のネットワーク化	認定こども園・小学校の関係者が直接的に交流し、情報交換を行います。	教育課
社会に開かれた教育課程の推進	学校運営に地域の声を生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進していきます。	教育課

事業名	事業内容	担当課
学習支援	子どもたちが将来に夢や希望を持って成長していくよう、安心できる居場所を設置します。その中で、生活習慣や基礎学力、学習習慣を身につけ、高等教育への進学を可能とするための学習支援事業を実施します。(大阪府社会福祉協議会実施)	福祉課

## ② 次世代の親の育成

次世代の親として、将来家庭を築く際に、協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義について考えられるよう幼児とふれあう機会や命について学ぶ場を設けるなど取り組みを進めます。

事業名	事業内容	担当課
交流教育	小学校児童及び中学校生徒と認定こども園児との交流を図り、小さい子どもを思いやる気持ちを養います。 【内 容】 ・小学校併設（フェンス等はない）における日常的な園児・児童との交流 ・小学校における園児との交流を大切にした教育活動の推進 ・中学校福祉労働体験での園児と中学生との交流	教育課
小学生・中学生福祉体験推進事業	小・中学生の福祉教育の機会と体験交流活動を推進することにより、生徒の福祉に対する意識の向上を目的に、活動を通じて地域住民各層への福祉に関する意識の啓発を図るために、学校の協力を得て、福祉に関する学習支援を実施します。	社会福祉協議会
小中学校での子育て・性に関する教育〔再掲〕	学校教育で、生命の大切さや育児・家事などの学習を行うことや、性についての正しい知識と理解を身につけられるよう「性教育」を推進します。	教育課

## (2) 家庭の教育力の向上

### 【 現状と課題 】

本村では、民生委員児童委員等、子育て支援者のネットワークを形成し、家庭教育を充実するきめ細かな支援に努めてきました。

就学児童保護者のアンケート調査では、子育てに関して日常悩んでいること、あるいは気になることについて、平成30年度調査と比較すると、「子どもとの接し方に自信が持てないこと」の割合が増加しています。

また、自身の子育てが地域の人に支えられていると「感じる」の割合が就学前児童保護者で73.5%、就学児童保護者で83.3%となっています。

今後、保護者が家庭において、子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進するとともに、地域の中で子育て家庭が支えられるようニーズに応じた様々な子育て支援を推進することが必要です。

また、子育て世帯が地域で孤立することがないよう、家庭と地域のかかわりができるような交流機会の提供を継続していくことも求められます。

## 【今後の方針性・主な取り組み】

### ① 家庭教育の充実

保護者が家庭において、子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、保護者を切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援拠点事業〔再掲〕	身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業で、村直営で実施します。 ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談・援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	福祉課
ひまわり計測・育児相談〔再掲〕	0～1歳頃までの子どもとその保護者を対象として、乳児期早期から親子の孤立を防ぎ、育児に関する正しい知識の啓発、育児不安の解消を図ります。	健康課

### ② 子育て家庭の交流を促進する事業の充実

子育て家庭が地域とつながりを持ち、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、様々な交流の機会づくりを推進します。

事業名	事業内容	担当課
世代間交流事業	各地区内において、高齢者から子どもまでの幅広い世代が交流を深めることを目的として実施します。 【内容】 レクリエーションゲーム、グラウンドゴルフ、食事会、伝統玩具づくり等	社会福祉協議会
地域福祉強化支援事業	住民のニーズに応じた福祉サービスの総合的な提供体制の確立、住民が相互に支えあうことのできる仕組みづくり等、地域福祉を総合的に推進することにより、住民一人ひとりが住み慣れた地域社会において、心豊かに安心し、自立した生活を営むことができるようすることを目的として実施。	社会福祉協議会

## 4 配慮等が必要な家庭や子どもを支える環境づくり

### (1) 子どもの貧困対策と子育てに関する経済的支援の充実

#### 【現状と課題】

本村では、各種支援制度や支援事業の情報提供や経済的支援等を行い、子育て世帯の経済的支援に努めてきました。

アンケート調査では、充実してほしい子育て支援サービスについて、就学前児童保護者、就学児童保護者ともに「育児休業給付、児童手当の拡充、扶養控除の維持等の子育て世帯への経済的援助の拡充」が上位にあがっています。

また、就学前児童保護者では家賃やローンの支払いが遅れた、支払いのため借金をした人、就学児童保護者では、経済的な理由で、家族が必要とする食材、衣服や靴が買えなかった、電話やインターネット等の通信費の支払いが遅れた人等が一定数います。

経済的に困っていることについては、「生活費」「子の教育費」「仕事の収入」の意見が多くなっています。

今後も、次世代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な支援として、経済的な支援の充実等、子育て世帯が安心して子育てができる支援が必要です。

また、子どもの貧困対策について、経済的支援とともに、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援等の充実が求められています。

#### 【今後の方向性・主な取り組み】

##### ① 子どもの貧困対策

経済的格差の広がりは、子どもが育つ環境に大きな影響を及ぼし、教育や進学の機会を狭めることにつながります。そのため、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、様々な事業について関係機関と連携を取りながら、支援を必要とする人に周知し利用の促進を図ります。

事業名	事業内容	担当課
スクールソーシャルワーカー活用事業〔再掲〕	スクールソーシャルワーカーを学校に配置し、児童や家庭からの相談に対して学校や地域と連携し、問題解決に取り組みます。	教育課 福祉課
包括的相談体制事業	児童福祉等に関する相談窓口として、関係機関と連携し必要な支援を実施します。	福祉課

## ② 子育てに関する経済的支援の充実

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう各種手当等の経済的支援を充実します。

事業名	事業内容	担当課
幼児教育・保育無償化の実施	幼稚園、保育所、認定こども園等を利用するすべての子どもの利用料を無償化します。 国において2019年（令和元年）10月から始まった幼児教育・保育の無償化制度に合わせ、村独自に0歳から2歳児クラスまでの保育料を無償としています。	教育課
児童手当	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として、児童を養育している人に手当を支給します。	福祉課
就学援助	小中学校に通う家庭の経済的な理由により、就学することが困難な児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。	教育課
未熟児養育医療給付事業	出生体重が2,000グラム以下の未熟児や生理的に種々の未熟性があり、家庭保育が困難なため、入院加療を必要とする未熟児に対する医療の給付を行います。	住民課
子ども医療費助成	子どもが健康を保ち、健やかに成長できることを目的に、マイナ保険証または資格確認証を使って診療（保険診療に限る）を受けたとき、医療機関に支払う自己負担分の一部を村が助成します（入院時食事療養費の助成あり）。 ただし、1つの医療機関ごとに入院・通院とも1日につき各500円を限度に、1か月2日までの自己負担が発生します。同一の月に支払った一部自己負担額の合算額が2,500円を超える場合は、2,500円を超える額を助成します。 【対象者】 千早赤阪村に居住し、住民登録のある健康保険に加入している0歳から高校3年生まで（18歳に達する日以降最初に迎える3月31日まで）の子ども	住民課
すくすく子育て応援事業	子育てに係る経済的負担を軽減し、子どもの健やかな成長の促進を図るため、0歳から2歳の誕生日の属する月の末日までの乳児を養育する保護者に対し、おむつ、育児用ミルク、ベビーフード等の購入費用について月上限4,000円の助成金を支給します。	福祉課
副食費補助金事業	3～5歳の幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子どもの副食費について、国が定める基準額と同額を上限（令和6年度実績：4,800円/月）に保護者へ補助します。	教育課

## (2) 支援を必要とする子どもへの取り組みの推進

### 【現状と課題】

本村では、児童虐待等防止のためのネットワークの強化を図り、児童虐待等の早期発見・早期対応に取り組むとともに、継続的な支援が必要な家庭を把握し、虐待発生を未然に防ぐ仕組みの構築を進めてきました。

また、障がいのある子どもやひとり親家庭、支援を必要とする子どもや家庭等に対しても健全な発達を支援する体制の充実や家庭の自立を支援する取り組みを進めてきました。

全国的には児童虐待の相談件数は増加しており、本村においても児童虐待への対策が求められます。

そして、本来大人が担うと想定されている家族のケアを、日常的に行っている子どものことをヤングケアラーといい、子ども本人にヤングケアラーであることの自覚がない場合や家庭内のデリケートな問題であることから支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。

今後、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応やヤングケアラーを発見し、必要な支援につなげるためには、地域住民が当事者意識を持つとともに、地域住民全体で子どもを守る意識を高めていくことが必要です。

さらに、子どもに関わる関係機関等の連携体制の強化も必要です。

また、障がいのある子ども・若者の支援については、乳幼児健診等を活用し、障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見に努め、適切な療育につなげる支援体制の充実とともに、相談支援事業所との連携等による地域における障がい児の支援体制の強化や認定こども園等におけるインクルージョン（受容）を推進することが必要です。

さらに、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むことが必要です。

### 【今後の方向性・主な取り組み】

#### ① 児童虐待防止対策等の充実

要保護児童対策地域協議会の機能強化を推進するため、関係機関の間で情報や適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図り、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応やヤングケアラーへの相談窓口の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
要保護児童対策地域協議会運営事業	<p>児童虐待等の要保護児童の問題に対し、地域の各関係機関及び団体が連携を密にし、適切な対応を行うため、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会を運営します。</p> <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被虐待児童等の要保護児童の発見からサポートに至るシステムの構築及び実践</li> <li>・被虐待児童等の要保護児童の実態把握</li> <li>・被虐待児童等の要保護児童についての情報交換及び研修活動</li> <li>・児童虐待等の要保護児童問題についての地域社会への啓発活動</li> <li>・事業推進するための、幅広い関係機関・団体との連携</li> <li>・被虐待児童等の要保護児童問題の解決に必要な活動</li> </ul>	福祉課
こども家庭センター 〔児童福祉機能〕	<p>虐待等で特に手厚い支援を要する子どもや家庭を対象として、情報提供、相談・指導等の専門的な支援を実施する事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども家庭支援全般に係る業務</li> <li>・実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整</li> <li>○要支援児童及び要保護児童等への支援業務</li> <li>・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童相談所の指導措置委託を受けて行う指導</li> <li>○関係機関との連絡調整</li> <li>・センターが調整機関の主担当機関を担うことを明確にすることで、支援を必要とする子ども及び家庭の情報が速やかに共有され、児童相談所との円滑な連携・協働体制を推進します。</li> <li>○その他の必要な支援</li> <li>・一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援等を実施します。</li> </ul>	福祉課
ヤングケアラー支援	こども家庭センターにおいて当事者、またはその家族、住民の方等からの相談に応じ、多機関協働による包括的な支援体制の下、役割分担して多様な課題の解消を図ります。	福祉課

## ② 障がいのある児童に対する施策の充実

障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な支援・サービスにつなげていくとともに、子どもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進めます。

事業名	事業内容	担当課
心身障害児通園施設運営費補助金事業	南河内管内の河内長野市、富田林市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村の6市町村が社会福祉法人聖徳園の運営する知的障害児通園施設及び肢体不自由児通園施設の保育内容の充実と運営の健全化を図ることを目的として心身障害児通園施設費補助金を分担します。	福祉課
特別児童扶養手当	<p>精神または身体に障がいのある児童を家庭において監護している人に対して、手当を支給します。</p> <p>【対象者】</p> <p>20歳未満で、政令に規定する障がいの状態にある児童を監護している父母または父母に代わって児童を養育する者</p>	福祉課

事業名	事業内容	担当課
特別支援教育	<p>小学校、中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童、生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。</p> <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援学級への備品、消耗品等の予算措置</li> <li>・スクールソポーターの配置</li> <li>・訪問相談における専門的識見を持つアドバイザー招聘の連絡調整</li> <li>・関係機関等との連絡調整</li> <li>・各校における支援教育体制の充実に向けた指導助言</li> </ul>	教育課
障がい児保育支援事業〔再掲〕	認定こども園での障がい児の受け入れを促進し、子どもの健全な成長を促し、地域における障がい児の子育て環境機能の充実を図ります。	教育課

### ③ ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が安心して自立した生活を送るために、関係機関と連携し、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように各種制度の周知を図ります。

事業名	事業内容	担当課
ひとり親家庭医療費助成	<p>母子・父子家庭等の生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的に、マイナ保険証または資格確認証を使って診察（保険診療に限る）を受けたとき、医療機関に支払う自己負担分の一部を村が助成します。ただし、1つの医療機関ごとに入院・通院とも1日につき各500円を限度に、1か月2日までの自己負担が発生します。同一の月に支払った一部自己負担の合計額が2,500円を超える場合は2,500円を超える額を助成します。</p> <p>【対象者】</p> <p>千早赤阪村に居住し、住民登録のある健康保険に加入しているひとり親家庭の18歳に達する日以降最初に迎える3月31日までの児童と父もしくは母または養育者。（児童扶養手当の所得要件を満たしている人）</p>	住民課
児童扶養手当	<p>父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、所得要件を満たしている人に対し手当を支給します。</p> <p>【対象者】</p> <p>要件に該当する18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障がいのある場合は、20歳未満の児童）を監護し、生計を同じくする父、母または養護者です。</p>	福祉課
就労支援	職業訓練や技能習得の機会、職業紹介を関係機関に働きかけ、ひとり親家庭の就労を促進します。	農林商工課 福祉課

## 5 すべての子どもが安心して生活できる環境づくり

### (1) 子育てにやさしい生活環境の整備

#### 【現状と課題】

本村では、子どもたちや親子の身近な遊び場として、公園設備の維持管理に努めています。また、子どもの育ちにやさしい環境となるよう住環境の向上を図り、子育て世帯の移住・定住の促進にも取り組んできました。

就学保護者のアンケート調査では、地域が子どもにとって自然、社会、文化等の体験をしやすい環境と思うかについて、「体験をしやすいとは思わない」が27.1%となっており、平成30年度調査と比較すると、「体験をしやすいとは思わない」の割合が増加しています。

そのため、公園等の身近な遊び場を確保することに加えて、年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験等多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場づくりを進めていくことが必要です。

また、誰もが安全で安心して生活できる環境づくりに向けて、今後も、公園設備の整備を実施し、道路整備等バリアフリー化に努めていくことが必要です。

さらに、子育て世帯の移住・定住を促進するため、子育てのニーズに応じた居住環境に対する支援とともに、住宅の確保に配慮を要するひとり親家庭及び障がいのある子どもの家庭等の円滑な入居促進を図っていくことも必要です。

#### 【今後の方向性・主な取り組み】

##### ① 身近な遊び場の整備

子どもの居場所となる公園設備の維持管理に努めます。また、自然とふれあうことができる遊び場の整備に努め、自然の大切さを学べる環境を検討します。

事業名	事業内容	担当課
ちびっこ広場	幼児及び老人に適切な遊び場を与え、その健全な育成及び高齢者の心身の健康の向上を図ることを目的として、ちびっこ広場を村内に12か所設置しています。	福祉課
校庭・学校施設の貸出し	教育委員会が認めた地域団体に対し、校庭や体育館を貸出ししています。	教育課

##### ② 子どもが安心して過ごせる生活環境の整備

子どもが、よりよい環境で学習及び生活ができる環境づくりを進めます。

事業名	事業内容	担当課
あいさつ奨励標語展	小中学生からあいさつを奨励する標語を募集し、優秀作品を村文化祭で展示します。	教育課

事業名	事業内容	担当課
ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくり推進事業	「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づいて、ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の周知に努めます。	福祉課
マタニティーマークの普及	母子健康手帳発行時にマタニティーマークを手渡します。また、マタニティーマークの普及を図ることで、妊婦や子育て家庭に対する周囲の人々の思いやりのある行動や対応がとれるやさしい環境づくりを推進します。	健康課

### ③ 子育て世帯の移住定住の促進

子育て世帯が暮らしやすい住環境の向上を図るとともに、住宅の新築または購入する場合にかかる経費の一部補助等を行い、子育て世帯の移住・定住を促進します。

事業名	事業内容	担当課
空き家改修補助事業	村内間移住または村外から移住するため、空き家を改修するにあたり、改修費用の一部を助成します。 【補助上限】上限10万円	都市整備課
新築マイホーム取得費用補助事業	本村で新築物件を取得するにあたり、費用の一部を補助します。 【対象者】 ・夫婦ともに40歳未満の世帯、または18歳到達年度の末日までの子どもを扶養し同居している世帯（胎児含む） 【補助金額】100万円	都市整備課

※※条件や補助金額等が変更となる場合があります。

## (2) 地域で取り組む子どもの安全の確保

### 【現状と課題】

本村では、交通安全関係団体と連携して講習会等を実施する等、交通マナーの向上と交通事故防止、交通安全意識の高揚を図るとともに、子どもたちが犯罪に巻き込まれることのないよう、家庭、学校、地域、関係機関が連携した防犯活動の推進に努めてきました。

今後も、子どもの生命を守り、事故や犯罪被害からの安全を確保するため、交通安全対策や防犯対策等を進めることができます。

また、子どもが、事故等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、子どもの安全に関する保護者に対する周知啓発が必要です。

### 【今後の方向性・主な取り組み】

#### ① 子どもの安全を確保するための活動の推進

警察や地域等の関係機関との連携・協力の強化を図り、交通マナーの向上と交通安全対策を進めます。

事業名	事業内容	担当課
交通安全教室	各学校園における交通安全教室の継続的な実施に対する支援や家庭教育での実践意識の向上のための啓発活動を推進します。	教育課
通学路の安全整備事業	通学路となっている村道について、路面表示や交通安全施設の維持管理を継続し、小中学生の通学時の安全確保に努めます。	都市整備課

## ② 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

学校・地域・警察等の関係機関が緊密に連携し、子どもが犯罪に巻き込まれることのないよう支援を行っていきます。また、子どもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や情報リテラシーの習得支援に取り組みます。

事業名	事業内容	担当課
防犯教育の推進	各学校における自分で自分を守る教育活動の継続的な実施に対する支援や家庭、地域、関係機関への啓発活動及び防犯体制への取り組みを推進します。	教育課
こども110番運動の推進	子ども達の安全確保のため、防犯ボランティアである「こども110番の家」運動協力家庭を、旗の提出により明示します。また、「動くこども110番」として、公用車にステッカーを貼り付け巡視します。	教育課
青色回転灯パトロール事業	千早赤阪村青色防犯パトロール隊と称し、本村の安全な環境づくりのため、巡回パトロール・犯罪の抑止・青少年の健全育成のための声かけ運動を実施します。	教育課
子ども安全見守り隊事業	各小学校区に「子ども安全見守り隊」を設置し登下校時に通学路における見守り活動を行うことにより、子どもの安全性確保に努めます。	教育課
インターネット上の有害情報やいじめから子どもを守る取り組み	大阪府等と連携しながら、インターネット上の有害情報やいじめから子どもを守る取り組みを進めます。 【内 容】 ・未然防止に向けた小・中学校情報教育の推進 ・未然防止に向けた学習プログラム等の学校への啓発 ・「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」への参画	教育課

# 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

## 1 量の見込みと確保方策の考え方

### (1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

#### 〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

### (2) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

本村においては、村民ニーズと各事業の供給上のバランスがとれ、特に区域を分割する必要がないことから、第1期計画、第2期計画ともに「教育・保育提供区域」及び「地域子ども・子育て支援事業提供区域」について、村内全域で一つと設定していました。

本計画においても、村域全体で需給のバランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考え、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については村域全体を一つの提供区域としました。

※教育・保育提供区域は、施設を整備するまでの計画上の区域のことであり、村民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはありません。

### (3) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、村内全域を1区域として必要量を見込むものとし、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しています。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることになっています。ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定子どもについて、「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込みます。また、3号認定については、0歳と1・2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込みます。

#### 【量を見込む区分】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども（2号（学校教育の希望強）と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども（以下、3号（0歳）・3号（1・2歳）と表記）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、本村における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月48時間を下限時間とします。

### (4) 量の見込みの算出について

量の見込み推計方法について、アンケートに基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています。（参考：参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」）

なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合もあります。

## (5) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定しました。

## (6) 量の見込みと確保方策の見直し

現状では量の見込みに対し提供体制が確保されていますが、今後の就学前児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえ必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

■参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。

なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合もあります。

### ステップ1

#### ～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

8つの家庭類型があります。

### ステップ2

#### ～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

村民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

### ステップ3

#### ～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

### ステップ4

#### ～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

### ステップ5

#### ～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

### ステップ6

#### ～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年度の見込み量が算出されます。

※本章の数字を扱っている表の単位は「実人数」を基本としていますが、施設数や、延べ人数などの場合は、その都度記載しています。

## 2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた年度別の量の見込みと確保方策は以下の通りです。

### (1) 1号認定

1号認定の3～5歳児及び2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定される子どもを対象とします。

	令和 6年度 実績見込	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	15	15	15	14	14	15
1号認定	13	13	13	13	12	13
2号認定 (教育ニーズ)	2	2	2	1	2	2
②確 保 の内 容	認定こども園、 幼稚園、保育園	15	15	15	15	15
未移行幼稚園	0	0	0	0	0	0
差 (②-①)	0	0	0	1	1	0

公私連携幼保連携型認定こども園であるげんきこども園において、受け入れ体制を確保し、教育・保育の質の向上を図ります。

## (2) 2号認定

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）の3～5歳児を対象とします。

		令和 6年度 実績見込	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	31	32	34	35	35	35	32
② 確 保 の 内 容	特定教育・保育	45	45	45	45	45	45
	特定地域型保育	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
差 (②-①)		14	13	11	10	10	13

今後も、保育の質を向上するため、職員の資質向上に向けた研修、情報交換等を行うことにより特色のある保育を実施していきます。また、必要に応じて広域利用の確保に努めます。

### (3) 3号認定<0~2歳>

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）の0~2歳児を対象とします。

	令和 6年度 実績見込	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	40	32	29	27	26	25
0歳児	6	8	7	7	7	7
1歳児	18	11	11	9	9	8
2歳児	16	13	11	11	10	10
② 確 保 の 内 容	特定教育・保育	35	35	35	35	35
特定地域型保育	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
差 (②-①)	▲5	3	6	8	9	10

#### 【 0~2歳の保育利用率 】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み A (単位：人)	32	29	27	26	25
推計児童数 B (単位：人)	54	50	47	43	42
保育利用率 (A/B × 100)	59.3%	58.0%	57.4%	60.5%	59.5%

0歳児を中心に対機児童が発生することがないよう保育士の確保等、園と連携し受け入れ体制の確保に努めます。

今後も、保育の質を向上するため、職員の資質向上に向けた研修、情報交換等を行うことにより特色のある保育を実施していきます。また、保護者の希望に応じ広域利用の確保に努めます。

### || 3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

- ・保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置について、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、推進方法について協議、検討を行います。  
また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組推進、保幼小連携を実施します。
- ・小学校入学直後に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことが難しいなど、小学校生活にうまく適応できない（いわゆる小一プロブレム）子どもが増加する傾向にあります。幼児期の学校教育（幼稚園、保育所、認定こども園）と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、教育の連続性・一貫性を確保した、体系的な教育を推進します。
- ・保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を実施するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、必要な対応について検討を行います。
- ・保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有するアドバイザー等を活用していきます。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

### (1) 利用者支援事業

#### 【概要】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

- ・こども家庭センター型・・・旧子育て世代包括支援センター及び旧子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行い、心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成する事業

#### 【現状】

	(箇所数)					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
こども家庭センター型設置箇所	1	1	1	1	1	1

※母子保健型(旧子育て世代包括支援センター)は令和5年度まで、こども家庭センター型は令和6年度から

#### 【量の見込みと確保方策】

	(箇所数)					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み (A)	1	1	1	1	1	1
確保方策 (B)	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0	0

#### 【今後の方針】

村のすべての子ども・妊産婦・子育て家庭に関する相談支援の窓口として、個々のニーズに応じた助言や情報提供等、必要な支援を行います。また、こども家庭センターが中核となり、地域の様々な施設や保健・医療・福祉等の関係機関との調整を行い、切れ目がない包括的な支援体制によりサポートします。

## (2) 時間外保育事業

### 【概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

### 【現状】

	(人数)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
月間人数	24	24	24	24	24

### 【量の見込みと確保方策】

	(人数)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	34	34	34	32	30
確保方策（B）	34	34	34	32	30
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

就労形態の多様化等に伴い、保育時間を延長して子どもを預けられる環境が必要とされています。こうした需要に対応するため、今後も継続的に延長保育事業が受けられるよう努めます。

### (3) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

#### 【概要】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

#### 【現状】

		(人数)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用児童数	1年生	10	10	14	12	10
	2年生	12	11	8	15	11
	3年生	12	9	10	8	16
	4年生	6	7	7	10	7
	5年生	8	2	7	7	9
	6年生	7	5	2	4	7
	計	55	44	48	56	60

#### 【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）		58	57	59	60	63
1年生		11	13	14	15	15
2年生		15	11	13	13	15
3年生		11	13	10	11	12
(低学年 計)		37	37	37	39	42
4年生		10	8	10	8	9
5年生		5	8	6	8	6
6年生		6	4	6	5	6
(高学年 計)		21	20	22	21	21
確保方策（B）		63	63	63	63	63
差引（B） - （A）		5	6	4	3	0

## 【今後の方向性】

学童保育については、今後のニーズの動向を見極め、受入れ時間や実施日の拡充について対応します。

また、受入れ量の確保に併せて支援員の確保に努めるとともに、採用時には、認定資格研修の受講を義務付け資質の向上を図り、利用児童が安心して過ごせる遊びや生活の場としての保育環境の向上に努めます。

放課後子ども教室については、放課後児童対策パッケージに基づき子どもの居場所づくりに取り組みます。

## (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

### 【概要】

家庭における子どもの養育が様々な事情で困難となった場合に宿泊を伴って一時的に子どもを預かるショートステイ事業と、家族の残業等で保護者の帰宅が夜間にわたり、一時的に子どもの保育ができない場合に夕方から夜まで預かるトワイライトステイ事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	0	0	0	0	0
確保方策（B）	12	12	12	12	12
差引（B） - （A）	12	12	12	12	12

### 【今後の方向性】

現状は利用ニーズが無く実施件数は0となっていることから利用無しと見込んでいますが、ニーズ調査での利用希望が一定数うかがえることから、保護者の育児負担の軽減、児童虐待の予防への寄与などの観点からも、今後も現在の受入体制を維持します。

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【概要】

保健師又は訪問指導員が、生後120日までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

### 【現状】

	(人数)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問人数	11	11	17	13	

### 【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	15	13	13	12	12
確保方策（B）	15	13	13	12	12
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

少子化や核家族化により孤立したり、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が、不安に陥らないよう安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために全戸訪問に努めます。また、相談支援については、育児環境（家庭環境・居住環境等）を的確に見極めるよう職員のさらなるスキルアップを図り、事業内容を充実します。

## (6) 養育支援訪問事業

### 【概要】

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを行います。

### 【現状】

	(延べ人数)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
年間延べ派遣人数	51	12	6	110	40

### 【量の見込みと確保方策】

	(延べ人数)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	103	98	93	89	85
確保方策（B）	103	98	93	89	85
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

乳児家庭全戸訪問事業等で養育に関する支援が必要と判断される家庭に継続的に訪問し、指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施が確保されるよう支援します。また、相談支援や育児・家事援助を行うことで、家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。

## (7) 地域子育て支援拠点事業

### 【概要】

乳幼児とその保護者等が、相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本村では、村直営の子育て支援拠点「ひまわり」を開設しています。

### 【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
年間延べ利用者数	1,204	1,060	1,376	1,582	1,370

### 【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,616	1,616	1,601	1,542	1,453
確保方策（B）	1,616	1,616	1,601	1,542	1,453
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

今後も引き続き、村直営で実施し、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場として周知を図りつつ、運営の質的向上を図ります。

## (8) 一時預かり事業

### 【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	0	0	0	0	0
確保方策（B）	0	0	0	0	0
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

未実施事業のため実施件数は0となっていますが、ニーズ調査での利用希望が一定数あることから、育児疲れ解消や急病、勤務形態の多様化に伴う一時的な保育の需要に対応するため、引き続き住民ニーズに応じた提供体制を検討します。

## (9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

### 【概要】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	0	0	0	0	0
確保方策（B）	0	0	0	0	0
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

本村単独の設置が難しいため、実施件数は0となっていますが、ニーズ調査での利用希望が一定数あることから、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、引き続き住民ニーズに応じた提供体制を検討します。

## (10) ファミリー・サポート・センター事業

### 【概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

	(延べ人数)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	0	0	0	0	0
確保方策（B）	0	0	0	0	0
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

未実施事業のため実施件数は0となっていますが、今後の住民ニーズに応じて提供体制を検討します。

## (11) 妊婦健康診査事業

### 【概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。また多胎妊娠の妊婦には、追加の受診券を交付し、最大19回まで公費負担しています。

### 【現状】

	(延べ人数)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延べ受診者数	208	189	205	163	

### 【量の見込みと確保方策】

	(延べ回数)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	210	182	182	168	168
確保方策（B）	210	182	182	168	168
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

母体や胎児の健康管理の充実及び妊娠にかかる経済的負担の軽減を図るため、事業を継続し、安心して妊娠・出産できる体制を確保します。

## (12) 産後ケア事業

### 【概要】

産後の心身の不調または育児支援を必要とする生後4か月未満の乳児と母親を対象にした宿泊型、通所型の事業です。

### 【今後の方向性】

これまでの利用件数は0件となっていますが、近年は利用相談があることから、住民のニーズを把握し、安心して子育てできる環境の確保に努めます。

## (13) 子育て世帯訪問支援事業

### 【概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

### 【今後の方向性】

今後、支援を必要とする家庭の把握を行い、実施に向けた検討を進めます。

## (14) 児童育成支援拠点事業

### 【概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。併せて、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

### 【今後の方向性】

今後、支援を必要とする家庭の把握と実施に向けた検討を進めます。

## (15) 親子関係形成支援事業

### 【概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。さらに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

### 【今後の方向性】

今後、支援を必要とする家庭の把握と実施に向けた検討を進めます。

## (16) 妊婦等包括支援事業

### 【概要】

妊婦、その配偶者等に対して面談等により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

(件数・回数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
妊婦届出数	20	20	20	20	20
1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
面談実施合計回数	60	60	60	60	60

### 【今後の方向性】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに必要な支援につなぐ伴走型相談支援を進めます。

## (17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

### 【概要】

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、就労要件を問わず月一定時間までの利用可能枠内で、柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

### 【今後の方向性】

令和8年度からの給付制度化に向けて、国の動向に注視しながら必要受入時間数、必要定員数を検討し、受け入れ体制の整備に努めます。

## (18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、私立幼稚園(新制度園を除く)に在籍する子どもの保護者に対して施設に支払った給食費のうち、副食材料費に相当する額を助成する事業です。

事業の必要性、対象者の範囲を検討し、実施します。

## (19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

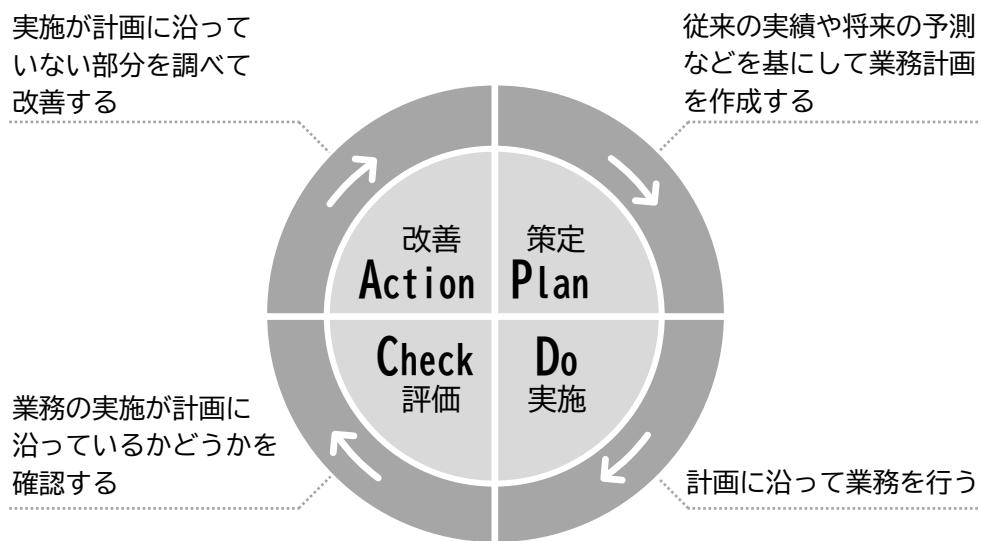
現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、特定教育・保育施設について新たな設置を予定していないため、実施する予定はありません。

## 1 計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けてP D C Aサイクルに基づき、進行状況の把握、点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施します。

子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。

P D C Aサイクルのイメージ



## 2 計画推進に向けた関係機関の役割

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、さまざまな分野にわたるため、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、保育所、幼稚園、認定こども園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校やP T A、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体・機関、また自治会などの地域組織・住民と、適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子育て・子育ち支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や府の制度に基づくものも多いことから、国・府と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。